

第2章

震災の記録

第2節 ● 被災者の住宅・生活再建支援



被災者の住宅・生活再建支援

I 被災建築物の応急危険度判定、被災宅地の応急危険度判定

1 被災建築物の応急危険度判定

地震により被災した建築物について、2次災害を防止し住民の安全を確保するため、被災建築物危険度判定を実施した。県内での判定活動は平成12年（2000年）の鳥取県西部地震以来2度目となる。

10月21日の発災後、直ちに「鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル」に基づき県住まいまちづくり課に判定支援本部を、県中部総合事務所に判定支援支部を設置。その日のうちに倉吉市、湯梨浜町、北栄町、10月22日には三朝町から応急危険度判定士の派遣要請を受けた。

判定活動は10月22日から県職員10名で開始し、10月23日には鳥取、米子、境港市職員や災害時の相互応援協定に基づく徳島県からの応援を、10月24日以降は「鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士の召集に関する協定」に基づき、（一社）鳥取県建築士会の協力により県内民間判定士の応援を、全国被災建築物応急危険度判定協議会を通じて中四国各県から、その他中国地方整備局や宮城県からの応援により判定を行っ

た。最終的な延べ判定士数は、県内は行政職員76名、民間判定士118名、他県行政職員が256名で、累計450名となった。

今回の地震は、加速度が同年4月に起きた熊本地震本震の1.361ガルを超える1.491ガルという強いものだった。家屋に被害が出やすいとされる周期の揺れが弱く、古い家屋や蔵など、構造的に弱いものだけが選択的に被害を受け、全体的には瓦のずれや落下などの被害が最も多かった。次いで外壁や基礎の被害が多く見られるという特徴的な地震だったため、被害家屋が広範囲に点在し活動も広範囲にわたったが、関係機関及び県内外の行政職員等の協力により10月29日までの8日間という短期間で概ねの判定活動を終えることができ、その後の被害認定業務、り災証明書発行業務に速やかに移行することができた。

なお、県内外で発生するさらに大規模な地震を想定して、より多くの建築技術者に「鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士（判定士）」へ登録するよう協力を依頼している。

〔判定活動の概要〕

- (1) 活動期間：平成28年10月21日（金）～10月29日（土）
 - (2) 判定箇所：倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町
 - (3) 調査人員：延べ450名（うち県外からの応援延べ256名）
- 平成28年12月2日 11:00時点

被災建築物の応急危険度判定体制

派遣元 都道府県	実施状況																							累計				
	10月22日		10月23日		10月24日		10月25日		10月26日		10月27日		10月28日		10月29日		行政		民間									
	合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計															
	行政	民間	行政	民間	行政	民間	行政	民間	行政	民間	行政	民間	行政	民間														
中国・四国	合計	10	0	10	15	0	15	36	4	40	43	20	63	44	21	65	47	30	77	41	22	63	34	21	55	270	118	388
	鳥取	10		10	15		15	8	4	12	9	20	29	10	21	31	7	30	37	7	22	29	10	21	31	76	118	194
	島根			0			0	6		6	6		6	6		6			0			0			0	18	0	18
	岡山			0			0	10		10	10		10	10		10	10		10	10		10	14		14	64	0	64
	広島			0			0	10		10	10		10	10		10	10		10	10		10	10		10	60	0	60
	山口			0			0			0	4		4	4		4	4		4			0			0	12	0	12
	香川			0			0			0	2		2	2		2	2		2			0			0	6	0	6
	愛媛			0			0	2		2	2		2	2		2	12		12	12		12			0	30	0	30
高知			0			0			0			0			0	2		2	2		2			0	4	0	4	
知事間調整	徳島			0	2	0	2	6	0	6	16	0	16	16	0	16	10	0	10			0			0	50	0	50
	宮城			0			0			0	10		10	10		10	10		10			0			0	30	0	30
中国地整(TEC)			0			0	4		4	4		4	4		4			0			0			0	12	0	12	
計	10	0	10	17	0	17	46	4	50	63	20	83	64	21	85	57	30	87	41	22	63	34	21	55	332	118	450	

被災建築物の応急危険度判定結果

	判定 件数	判定結果			参加 判定士数
		危険	要注意	調査済	
倉吉市	510	100	295	115	90
三朝町	1,748	67	315	1,366	107
湯梨浜町	720	20	98	602	57
北栄町	4,333	106	501	3,726	196
計	7,311	293	1,209	5,809	450



判定ステッカーの貼り付け

2 被災宅地の応急危険度判定

地震により被災した宅地について、2次災害を防止し住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定を実施した。県内での判定活動は平成12年の鳥取県西部地震以来2度目となる。

地震発生直後、被災市町では公共施設の被災や避難所業務等の対応に追われており、県となかなか連絡がとれず、宅地被害の状況が正確に把握できなかった。このため、被災当日に県職員判定士による先遣隊を現地へ派遣して宅地被害の情報収集を行うとともに、被災市町に代わって県が被災宅地危険度判定実施本部の立ち上げ・運営を行った。

判定実施エリアは、先遣隊からの情報を基に、宅地被害が大きかった倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町の1市3町とし、実施本部は中部総合事務所講堂に設置。同年4月に発生した平成28年熊本地震での活動経験を活かして迅速に判定体制を整え、地震発生の翌日10月22日より判定活動に着手した。

活動初期段階では宅地被害の全容が把握できず、想定判定件数を約1万件と推計（判定活動着手後、日を迫る毎に徐々に宅地被害の全容が判明していき、最終的には約5千件に修正）。県職員の判定士のみでは不足することが明らかであったことから、県内市町村及び民間判定士のほか、当時、被災宅地危険度判定連絡協議会の中国・四国ブロック幹事であった岡山県を通じて、中国・四国の各県・政令市に判定士の応援派遣を要請した。

判定活動には県内外の判定士延べ621人・日の判定士が参加し、計4,898件の宅地を判定。地震発生から8日後には当初予定していた宅地の判定を終了し、その他判定の要請の

あった宅地についても14日後の11月4日までに全ての判定を終えた。

判定結果は青判定が大多数を占めており判定対象エリアが過大であった印象を受けるが、これは住民の方の安心や、避難所から安全な住宅への早期帰宅のため、一見被害程度の小さい宅地であっても悉皆的に調査を行った結果である。

〔判定活動の概要〕

- (1) 活動期間：平成28年10月21日（金）～11月4日（金）
※発災から8日後の10月29日（土）には、予定していたエリアの判定を完了。
10月30日（日）～11月4日（金）は各市町より追加要請を受けた箇所の判定を随時実施。
- (2) 判定箇所：倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町
- (3) 調査人員：延べ621名（うち県外からの応援延べ287名）



判定活動状況（倉吉市福光）

被災宅地の応急危険度判定結果

	判定 件数	判定結果			
		赤 (危険宅地)	黄 (要注意宅地)	青 (調査済宅地)	青 (簡易判定※)
倉吉市	553	113	158	88	194
北栄町	2,000	22	104	127	1,747
湯梨浜町	724	10	27	17	670
三朝町	1,603	83	99	86	1,335
小計	4,880	228	388	318	3,946
農漁業施設	18	0	1	4	13
合計	4,898	228	389	322	3,959

※簡易判定＝目視により安全であると確認できる宅地に適用する判定

被災宅地の応急危険度判定体制

	班	延べ人数				合計
		鳥取県	県内市町村	県外自治体 (※)	県内民間	
10月22日 ～ 11月4日	201	251	74	287	9	621

※島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、広島市、岡山市ほか

被災者の住宅・生活再建支援

Ⅱ り災証明の発行

1 り災証明の発行と被災した建築物の被害認定調査

市町村では、被災した建築物（主に住家）について、被害認定調査（災害により被災した建築物の「被害の程度（全壊、半壊等）」を認定するための調査）を行い、り災証明を発行した。り災証明は、住宅再建のための支援をはじめ、税金や授業料などの減免、補助金や貸付金の交付、見舞金の支給など、様々な手続において被害の程度を証明するために幅広く活用されるもので、鳥取県中部地震でも多くのり災証明が発行された。

なお、鳥取県中部地震では鳥取県被災者住宅再建支援制度の拡充により、り災証明により証明される被害の程度に「一部損壊」の区分が加わることとなった。

被害認定調査に関しては、調査が開始されるのと並行して、10月25日には被害認定調査に係る市町村担当職員向けの説明会を開催し、調査方法のノウハウ、資機材の事前準備や調査

計画の作成、派遣受入体制の整備などについての習熟を図った。

また、11月18日には、2次調査（外観目視調査である1次調査で不服のあった被災者の申請に基づき、建物の内部調査を含めた詳細な調査）に対応するため、同様に市町村担当職員向けの説明会を開催した。説明会では、2次調査によって1次調査より判定結果が必ずしも重くなるものではない点について被災者に十分に説明を行うことや、判定結果が軽くなった場合でも2次調査の結果を採用すること、調査時間の短縮が見込まれる県版の調査票を使用することについて、県下で統一した運用をしたい旨、市町村に提案した。

実際の調査業務については、中国・四国地方や関西広域連合を構成する府県市を中心に数多くの応援職員の応援を受けながら迅速に進めることができた。

り災証明に関する発行状況調（鳥取県中部地震に係るもの）

市町村名	交付対象数	住家被害に係るもの				住家被害以外のもの				交付数合計
		全壊	半壊	一部破損	小計	全壊	半壊	一部破損	小計	
鳥取市	226	1	3	243	247			10	10	257
米子市	46			43	43			3	3	46
倉吉市	11,461	5	322	9,971	10,298	42	108	1,989	2,139	12,437
境港市	12			12	12					12
岩美町	1			1	1					1
三朝町	1,334		7	1,154	1,161		3	170	173	1,334
湯梨浜町	1,892		11	1,759	1,770			122	122	1,892
琴浦町	456		1	455	456					456
北栄町	2,779	13	40	2,236	2,289	57	51	382	490	2,779
日吉津村	6			6	6					6
大山町	10			10	10					10
南部町	1			1	1					1
伯耆町	13			10	10			3	3	13
合計	18,237	19	384	15,901	16,304	99	162	2,679	2,940	19,244

※「交付対象数」は、り災証明書を交付した対象の数を記載している。

（1つの建物について、提出先が異なる等の理由で3枚のり災証明書を交付した場合、交付対象数は「1」、交付数は「3」）

※上記に無被害の発行数は含まない。

→無被害166件：倉吉市（131件）、北栄町（35件（住家12件、非住家23件））

他県からの応援状況

団体名等	延べ人数
中国地方 計	376
島根県	76
岡山県	100
山口県	100
広島県	100
四国地方 計	393
愛媛県	46
高知県	46
香川県	72
徳島県	229
合 計	1,586

団体名等	延べ人数
関西広域連合 計	537
滋賀県	30
三重県	80
兵庫県	157
大阪府	60
和歌山県	91
奈良県	50
京都府	40
神戸市	4
堺市	10
大阪市	10
京都市	5
その他 計	280
宮城県	40
多賀町（滋賀県）	30
大洗町（茨城県）	30
港区（東京都）	28
湖南市（滋賀県）	152



職員に手引きされながら必要書類に記入する住民

〔被害認定調査業務の概要〕

- (1) 実施期間：平成28年10月23日(日)～12月16日(金)
 ※他府県からの応援を受けて実施した期間。
- (2) 県外からの応援：延べ1,586名
- (3) 派遣先：倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町

※1 府県応援分は、政令市を除く府県内市町村からの応援を含む。
 ※2 「その他」の応援分は、市町村間の個別協定や個別調整による。

被災証明書の申請の手続きをする被災者。23日、湯梨浜町役場

写真手に被災者次々

倉吉と湯梨浜 罹災証明受け付け開始

鳥取県中部地震で、被災が大きかった倉吉市と湯梨浜町は23日までに、公的な支援制度の適用を受ける際に必要となる「罹災証明書」の申請の受け付けを始めた。被災者からの申請を受けて市町村が被害を調査し、「全壊」の申請の受け付けを始めた。被災者からの申請を受けて市町村が被害を調査し、「全壊」の申請の受け付けを始めた。被災者からの申請を受けて市町村が被害を調査し、「全壊」の申請の受け付けを始めた。

湯梨浜町役場では、同日午前9時に開設された。被災者からの申請を受けて市町村が被害を調査し、「全壊」の申請の受け付けを始めた。被災者からの申請を受けて市町村が被害を調査し、「全壊」の申請の受け付けを始めた。

一方、倉吉市では住宅被害で1200件超の届け出があり、市は順次現地を調べて証明書を発行へ向けた作業を進めている。

（田村彰彦、小谷和之）

被災者の住宅・生活再建支援

Ⅲ 住宅再建支援制度

1 鳥取県被災者住宅再建支援制度の概要

(1) 制度創設の経緯

「鳥取県被災者住宅再建支援制度」は平成12年（2000年）10月6日に発生した「鳥取県西部地震」（マグニチュード7.3、最大震度6強）での災害復興対応の経験を踏まえ、将来発生する可能性のある大規模な自然災害への円滑な対応を図るため、平成13年7月に「鳥取県被災者住宅再建支援条例」を制定し制度化。財源は県と市町村が共同で積み立てる基金により運用されている。その後、国の被災者生活再建支援制度の住宅本体への支援拡充に応じた制度内容の見直しや鳥取県中部地震対応における支援対象の拡充等を経て、現在に至っている。

鳥取県被災者住宅再建支援制度の経緯	
平成12年10月06日…	鳥取県西部地震発生
平成12年10月17日…	県と市町村による住宅復興補助の実施を発表
平成13年07月06日…	「鳥取県被災者住宅再建支援条例」施行 → 恒久的な支援制度の創設
平成19年12月14日…	「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」施行 → 住宅本体の建設・購入・補修経費も支援対象に
平成20年03月28日…	鳥取県被災者住宅再建支援条例の改正 → 国制度の拡充に応じた支援対象および額の見直し
平成24年10月19日…	鳥取県被災者住宅再建支援条例の改正 → ゲリラ豪雨や竜巻等の局地災害に対する対応拡充
平成28年10月21日…	鳥取県中部地震発生
平成28年10月24日…	被災度合いの小さな家屋被害等への支援拡充を決定
平成29年12月26日…	鳥取県被災者住宅再建支援条例の改正 → 中部地震対応で拡充した支援内容等の恒久化

<支援内容>

○建設・購入

- ・全壊 : 3,000千円 (2,250千円)
- ・大規模半壊 : 2,500千円 (1,875千円)

○補修

- ・全壊 : 2,000千円 (1,500千円)
- ・大規模半壊 : 1,500千円 (1,125千円)
- ・半壊 : 上限1,000千円 (上限750千円)

※ () 内は単身世帯への給付金額

※全壊および大規模半壊への支援は、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない場合に適用

被災世帯への支援内容および国制度との比較						
> 県制度は国の被災者生活再建支援制度で支援の対象とならない部分を補充。 > 半壊被害の補修も支援対象。						
区分	住宅の再建方法	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	対象経費
国制度	建設・購入	3,000 (2,250)	2,500 (1,875)	-	-	使途不同
	補修	2,000 (1,500)	1,500 (1,125)	-	-	
	賃借	1,500 (1,125)	1,000 (750)	-	-	
県制度	建設・購入	3,000 (2,250)	2,500 (1,875)	-	-	住宅の建設・購入又は補修に要する費用に限る
	補修	2,000 (1,500)	1,500 (1,125)	1,000 (750)	-	

1) 金額は千円。金額欄の上段は複数世帯、下段 () 内は単身世帯への支給額。
 2) 県制度における全壊、大規模半壊への支援は、国制度で対象とならない災害の場合に適用。
 3) 半壊への給付金については、実行経費と比較し、何れが低い額とする。

太枠内が県制度 ※鳥取県中部地震発災前

(2) 対象となる災害の要件

制度の対象となるのは、異常な自然現象（暴風・豪雨・豪雪・地震等）により生じた、次のいずれかに該当する災害である。

- ① 全県で10世帯以上の住宅が全壊したもの
- ② 1の市町村の区域において5以上の世帯の住宅が全壊したもの
- ③ 1の集落においてその世帯数の2分の1以上で、かつ、2以上の世帯の住宅が全壊したもの
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の維持が困難になるおそれのある被害が発生したもので、知事が市町村と協議して指定したもの

(3) 支援内容（鳥取県中部地震発生前時点）

制度による具体的な支援の内容は、「被災住宅の所有者等」が、「住宅の建設・購入、補修を行う場合に要する経費」に対し、「住宅の損傷程度や世帯人数に応じて支援を行う」ものとなっている。

(4) 制度の特徴

制度の主な特徴として、以下の要素が挙げられる。

- ① 給付金の使途が、住宅再建に係る経費に限定されていること。
- ② 住宅の再建は、被災した同一市町村内に限定されていること。
- ③ 国の被災者生活再建支援制度の対象とならない「半壊」被害も支援の対象であること。

①②については、「被災者が生活基盤として中核をなす住宅の再建を速やかに行い、地域の活力を失うことなく、力強い復興を推進して被災前の活力を取り戻し、地域の維持・再生に資する」という制度創設の趣旨を色濃く反映したものであり、使途を限定しない生活再建資金の支援ではなく、被災後も引き続き住み慣れた地域に安心して住み続けていただくことを念頭に置いている。

また③については、制度創設のきっかけとなった平成12年

の「鳥取県西部地震」の際に、全壊・半壊の認定にこだわらず、全ての被災住家を対象として再建支援したことがベースとなっており、以降、国制度による支援が住宅本体に拡充された現在においても継続され、国制度を補完している。

2 鳥取県中部地震での対応

(1) 支援制度の拡充

鳥取県被災者住宅再建支援制度では、従来から国の被災者生活再建支援制度の対象とならない「半壊」被害についても支援の対象としていたが、半壊に至らない「比較的被災度合いの小さな被害が圧倒的多数を占める」鳥取県中部地震の特徴に即し、「一部損壊」被害についても全国で初めて支援対象とすることとし、損害基準判定が10%以上の被害には上限30万円、同10%未満の被害には被災程度に応じて1～5万円の支援金の給付を実施した。また被災した市町村からの要望を受け、平成28年12月には「半壊」被害世帯が新たに建設・購入による再建を行う場合や、被災した賃貸住宅の再建・補修についても支援対象とすることとした。

(2) 制度拡充の成果と改善点

支援制度の拡充により、被災された多くの方にお喜びいただいたことは言うまでもないが、その他の成果として、支援対象が「一部損壊」被害まで広がり、全ての被災者が支援を受けられるようになったことで、結果として住家の被害認定における第2次調査の申請数が抑えられるという効果があったと考えている。また被災市町からは“被災者の中で不公平感や疎外感が生まれず良かった”という声をいただいている。

一方、鳥取県中部地震を受けて、新たに創設した「被災者住宅修繕支援金」については、損害基準判定が10%未満の場合の給付金額を1%刻みに区分けしたため、業務が煩雑になり、住家の被害認定や災証明書の発行等を担う市町村の業務量が増加した。その後の制度改正において、1%刻みによる区分けは行わず、支援内容を一律（県からは2万円を支援）とする改善を図った。

鳥取県中部地震の被災世帯への支援内容						
住宅再建の方法	世帯人数	住宅被害程度と支援額 (金額:千円)				
		全壊 (※1)	大規模半壊 (※1)	半壊 (※2)	一部損壊	
					損害基準判定 10%以上(※2)	損害基準判定 10%未満(※3)
建設・購入	複数	3,000	2,500	上限 1,000	—	—
	単数	2,250	1,875	上限 750	—	—
補修	複数	2,000	1,500	上限 1,000	上限 300	10~50
	単数	1,500	1,125	上限 750	—	—

※1 全壊及び大規模半壊への支援は、国制度で対象とならない災害の場合に適用。
 ※2 半壊および損害基準判定が10%以上の一部損壊への給付金については、実行経費と比較し、何れか低い額とする。
 ※3 一部損壊のうち損害基準判定が10%未満の世帯には、被害の度合いに応じて1～5万円の「被災者住宅修繕支援金」(使途不問)を給付。

太枠内が鳥取県中部地震対応における拡充内容



被災者の住宅・生活再建支援

IV 支援施策の概要

県及び市町では、この地震で被害を受けられた方が、一日も早く生活の再建が行えるよう様々な支援を実施したが、それらの支援施策の内容や問い合わせ先を取りまとめたパンフレットを作成し、鳥取県中部総合事務所、中部地区の市町で配布するとともに、県のホームページにおいてダウンロードできるようにし、支援施策を有効に活用してもらうための周知に努めた。

鳥取県中部地震で被災されたみなさまへ

鳥取県の緊急支援施策

～鳥取県中部地震復興がんばろうプロジェクト～

平成 28 年 11 月 24 日発行 第 4 版



平成 28 年 10 月 21 日午後 2 時 7 分頃、鳥取県中部を震源とする地震により、県内中部地域を中心に多くの被害が生じました。
県及び市町では、この地震で被害を受けられた方が、一日も早く生活の再建が行えるよう様々な支援を実施しています。
被災されたみなさまがこれらの支援施策を有効に活用していただけるよう、その内容や問い合わせ先を取りまとめたので、どうぞお気軽にご相談ください。



目の不自由な方のための音声コード

●総合相談窓口

市町名	窓口	連絡先	相談時間
倉吉市	被害住宅総合相談窓口	0858-27-0515	9:00～19:00
三朝町	代表受付	0858-43-1111	8:30～17:15
湯梨浜町	総務課防災対策係	0858-35-3111	8:30～17:15
北栄町	総務課情報防災室	0858-37-3111	8:30～17:15
琴浦町	総務課防災係	0858-52-2111	8:30～17:15

●被災建物修繕等総合相談窓口

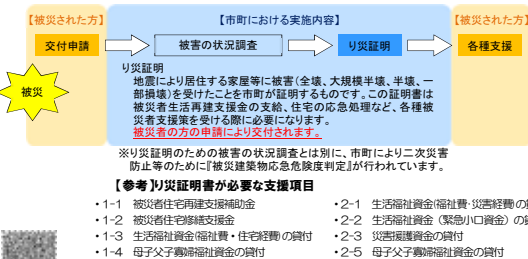
…建物修繕に関する各種組合を紹介します。

窓口	連絡先	相談時間
鳥取県中部総合事務所 二号館2階	0858-23-3139	9:00～17:00

●り災証明の相談窓口

市町名	窓口	連絡先	相談時間
倉吉市	被害住宅総合相談窓口	0858-27-0515	9:00～17:00
三朝町	町民税務課	0858-43-3505	9:00～17:00
湯梨浜町	町民課	0858-35-3117	8:30～17:15
北栄町	税務課	0858-37-5865	8:30～17:15
琴浦町	総務課防災係	0858-52-2111	8:30～17:15

【参考】り災証明



●公営住宅の相談窓口

県・市町名	窓口	連絡先	相談時間
鳥取県	住まいまちづくり課	0857-26-7399	8:30～17:15
倉吉市	建築住宅課	0858-22-8175	8:30～17:15
三朝町	建設水道課	0858-43-3502	8:30～17:00
湯梨浜町	町民課	0858-35-5318	8:30～17:15
北栄町	住民生活課	0858-37-5866	8:30～17:15
琴浦町	建設課	0858-55-7805	8:30～17:15

●災害ゴミの相談窓口

市町名	窓口	連絡先	相談時間
倉吉市	環境課	（電話）0858-22-8168 （FAX）0858-22-8136	8:30～17:00
三朝町	町民税務課	（電話）0858-43-3505 （FAX）0858-43-0647	8:30～17:00
湯梨浜町	町民課	（電話）0858-35-5318 （FAX）0858-35-5350	8:30～17:15
北栄町	住民生活課	（電話）0858-37-5866 （FAX）0858-37-5339	8:30～17:15
琴浦町	町民生活課	（電話）0858-52-1703 （FAX）0858-49-0000	8:30～17:15

●外国語で相談できる窓口

相談機関		連絡先	
公益財団法人 鳥取県国際交流財団	本所	電話 0857-31-5951 FAX 0857-31-5952	
	倉吉事務所	電話 0858-23-5931 FAX 0858-23-5932	

●地震保険に関する相談窓口

窓口の名称	連絡先	相談時間
日本損害保険協会そんぽADRセンター	0570-022808 082-553-5201	9:15～17:00 （平日のみ）

●鳥取県中部地震総合支援相談窓口

※お問い合わせ先が分からない場合やお困りの場合はこちらへご連絡ください。

窓口の場所	連絡先	相談時間
中部総合事務所本館1階中部地域振興局 （※個室対応も可能）	0858-23-3983	9:00～17:00 （土日祝日含む）

士業の方々による無料相談

●鳥取県司法書士会

項目・相談内容等	相談内容	連絡先
相続、不動産などに関する相談	<p>○無料法律相談（電話） 毎週月曜日～金曜日 13時から16時まで当番司法書士が電話で相談にお応えします。（祝祭日を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> 不動産の相続、贈与、売買等の登記手続に関する相談、遺言、高齢者の財産管理に関する相談 少額訴訟、各種裁判手続に関する相談 クレジット、サラ金問題、債務整理等に関する相談 成年後見制度等に関する相談 <p>※局番は0857（鳥取市局番）ですが、県内どこからおかけになっても最低通話料金のみでお話できます。県下全域の担当司法書士が相談に応じます。</p> <p>○無料法律相談（面談） 鳥取県東中部の各会場にて、1か月1回を目途に無料の面談相談会を開催します。原則として事前予約制にしておりまして、下記の予約電話番号にてご予約をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 予約電話番号：0857-24-7024 受付時間：9時～17時（土日、祝祭日を除く） <p>中部地区相談会（倉吉市・東伯郡エリア）</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催日時：12月27日（火）16時～18時 開催場所：倉吉市文化活動センター（リフレプラザ：倉吉市住吉町77-1） 内容：不動産に関する登記、会社に関する登記、相続問題、成年後見、借金・多重債務問題、その他司法書士業務全般 	<p>電話：0857-27-4165</p> <p>電話：0857-27-4166</p> <p>電話：0857-27-4168</p> <p>電話：0857-27-4160</p>

●鳥取県社会保険労務士会

項目	相談内容	連絡先
労働・雇用年金の相談	総合労働相談、年金相談	<p>電話：0858-48-9171</p> <p>受付：9時～16時（土日、祝祭日を除く）</p>

●中国税理士会税金相談センター

項目	相談内容	連絡先
税金の相談	所得税・法人税・消費税・相続税等税に関する相談	<p>電話：0120-927-370</p> <p>受付：9時～16時（土日、祝祭日を除く）</p>



●公益財団法人鳥取県不動産鑑定士協会

項目	相談内容	連絡先
土地価格に関する相談	土地価格に関する相談（近隣価格の参考提示、土地価格の精推など）	<p>電話：0857-29-3074</p> <p>受付：9時半～15時半（毎週月・水・金のみ）</p>

●鳥取県弁護士会

項目	相談内容	連絡先
あらゆる法律相談	<p>不動産賃貸借に関する相談（退去、賃料負担、修繕等に関する紛争）</p> <p>相続関係（妨害排除・損害賠償）</p> <p>労働問題、住宅、車のローン等</p> <p>土地の境界</p> <p>中小企業支援等に関するあらゆる法律相談</p> <p>二重ローン問題に関する相談</p> <p>○無料法律相談（面談）</p> <p>平日および土曜日に弁護士が面談で相談にお応えします。事前予約制にしておりまして、下記の予約電話番号にてご予約をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 予約電話番号：0858-24-0515（受付は平日の上記業務時間内） 開催場所（平日）：倉吉市内の法律事務所（予約の際にご案内いたします）（土曜）：法律相談センター倉吉 倉吉市築町724-15（倉吉市役所東庁舎隣2階） 相談時間（平日）：予約の際にご案内いたします。 （土曜）：午前9時30分から正午まで 相談内容：震災に関する法律相談全般 	<p>電話：0858-24-0515</p> <p>受付：9時～17時（土日、祝祭日を除く）</p>

●鳥取県土地家屋調査士会

項目	相談内容	連絡先
土地、建物の表示に関する登記・土地境界に関する相談	<p>建物の新築、増築、取壊しに関する相談</p> <p>土地の分筆、地目変更等に関する相談</p> <p>土地の境界に関する相談</p>	<p>相談専用電話</p> <p>電話：0857-22-7032</p> <p>受付：13時～16時（土日、祝祭日を除く）</p>

●一般社団法人鳥取県中小企業診断士協会

項目	相談内容	連絡先
中小企業経営に関する相談	中小企業の経営に関する相談	<p>電話：0859-32-6060</p> <p>受付：9時～17時（日、祝祭日を除く）</p>

目次

1. 住宅に関する支援 1
2. 生活に関する支援・相談 3
3. 心のケア・健康相談 6
4. 医療・福祉に関する支援 9
5. 税・授業料などの負担の軽減 14
6. 商工労働に関する支援・相談 18
7. 農林水産に関する支援 22
8. その他の支援 23

【資料】

- ① 被災した住宅を修繕したいけど、どこに相談したらいいの？
- ② 被災した住宅の建替、修繕を支援します
- ③ ご自宅に赤い紙・黄色い紙を貼られた皆様へ
- ④ 悪徳業者にお気を付けてください！

さらに詳しい内容や不明な点は、各連絡先・相談窓口にお尋ねください。



被災者の住宅・生活再建支援

1. 住宅に関する支援

項目	事業内容	連絡先
1-1	被災者住宅再建支援補助金 住宅が損壊した世帯に対して、被害の程度に応じて住宅補修経費等を支援します。 ○対象となる住宅 ○被災証明書による損害基準判定で10%以上の認定を受けた住宅 ○支援額 ・住宅を建設・購入する場合：187.5万円～300万円 ・補修する場合：30万円～200万円 ※損壊の程度、世帯人数により支援額が異なります。 ※市町村が交付する被災証明書が必要です。	住まいまちづくり課 電話：0857-26-7390 FAX：0857-26-8113 E-mail： sumaimachizukuri@pref.tottori.jp
1-2	被災者住宅修繕支援金 住宅が一部破損した世帯に対して、被害の程度に応じて修繕費を支援します。 ○支援額：1～5万円 ※破損の程度により支援額が異なります。 ※上記被災者住宅再建支援補助金の対象とならない世帯が対象となります。 ※市町村が交付する被災証明書が必要です。	住まいまちづくり課 電話：0857-26-7390 FAX：0857-26-8113 E-mail： sumaimachizukuri@pref.tottori.jp
1-3	生活福祉資金（福祉費・住宅経費）の貸付 被災により損壊した住宅の保全、補修に必要な経費についてお貸しします。 【貸付限度額】250万円 【利率】1.5%（保証人を立てる場合は無利子） ※ただし、貸付後6年間（据置期間を含む）については、鳥取県が利子補助します。 ※市町村が交付する被災証明書が必要です。	鳥取県社会福祉協議会 電話：0857-59-6333 福祉保健課 電話：0857-26-7859 FAX：0857-26-8116 E-mail： fukushihoken@pref.tottori.jp



1

項目	事業内容	連絡先
1-4	母子父子寡婦福祉資金の貸付 被災されたひとり親家庭の親、寡婦あるいは40歳以上の配偶者のない女性（配偶者と離別した方）が、住宅の改築、補修あるいは転居等を行われる場合に、必要な資金をお貸しします。 （資金区分及び限度額） 住宅の改築、補修等住宅資金 200万円 転居等転宅資金 26万円 （利率） 6年間（据置期間を含む）は無利子 ※40歳以上の配偶者のない女性には所得制限があります。 ※市町村が交付する被災証明書が必要です。	中飽綜合事務所福祉保健課 電話：0858-23-3141 FAX：0858-23-4803 E-mail： chubu_fukushihoken@pref.tottori.jp
1-5	住宅の支援（県営住宅等への入居） ※三次募集分 住宅（持ち家又は民間賃貸住宅）が全壊又は半壊し、長期にわたり居住できない世帯を対象に、県営住宅等を提供します。（申込期限11月下旬予定） ・入居期間 入居日から1年間 ・家賃・駐車場代・敷金 全額免除 ・連帯保証人 不要 ・共益費・光熱水費 自己負担	住まいまちづくり課 電話：0857-26-7399 FAX：0857-26-7411 E-mail： sumaimachizukuri@pref.tottori.jp



2

2. 生活に関する支援・相談

項目	事業内容	連絡先
2-1	生活福祉資金（福祉費・災害経費）の貸付 被災により損害を被った家財の購入・修繕等に必要となった経費についてお貸しします。 【貸付限度額】150万円 【利率】1.5%（保証人を立てる場合は無利子） ※ただし、貸付後6年間（据置期間を含む）については、鳥取県が利子補助します。 ※市町村が交付する被災証明書が必要です。	鳥取県社会福祉協議会 電話：0857-59-6333 福祉保健課 電話：0857-26-7859 FAX：0857-26-8116 E-mail： fukushihoken@pref.tottori.jp
2-2	生活福祉資金（緊急小口資金）の貸付 被災により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要となる少額の経費についてお貸しします。 【貸付限度額】10万円 【利率】無利子 ※市町村が交付する被災証明書が必要です。	鳥取県社会福祉協議会 電話：0857-59-6333 福祉保健課 電話：0857-26-7859 FAX：0857-26-8116 E-mail： fukushihoken@pref.tottori.jp
2-3	災害復旧資金の貸付 住居の全壊又は半壊などの被災者の方に対して、次のとおり災害復旧資金をお貸しします。 <対象>住宅の補修等 <貸付限度額> 住居が全壊された方 350万円 住居が半壊された方 250万円 家財が1/3以上の損害を受けられた方 150万円 世帯主が1か月以上の働きを失われた方 150万円 <償還期間> 10年以内（据置期間3年又は5年以内） <利率>>6年間（据置期間を含む）は無利子 ※世帯人数により所得制限があります。 ※市町村が交付する被災証明書が必要です。	福祉保健課 電話：0857-26-7142 FAX：0857-26-8116 E-mail： fukushihoken@pref.tottori.jp 倉吉市福祉課 電話：0858-22-8118 FAX：0858-22-7020 三朝町民務課 電話：0858-43-3505 FAX：0858-43-0647 北栄町福祉課 電話：0858-37-5852 FAX：0858-37-5339 湯梨浜町総合福祉課 電話：0858-35-5373 FAX：0858-35-5376



3

項目	事業内容	連絡先
2-4	災害ボランティアによる活動支援 瓦礫、家屋の片付けやその他のボランティアによる支援を要望する場合には、災害ボランティアを派遣し、活動を支援します。 【各市町ボランティアセンター連絡先】 ・倉吉市 電話：0858-22-9802 ・湯梨浜町 電話：0858-47-5900 0858-35-2351 ・北栄町 電話：0858-37-4522 ・三朝町 電話：0858-43-3388	※左の事業内容に記載しています。
2-5	母子父子寡婦福祉資金の貸付 被災されたひとり親家庭の親（ひとり親家庭となつて7年未満の方など）に生活資金として、次の資金をお貸しします。 （資金区分及び限度額） 生活資金 月額10,3万円（2年間に限り） （利率）6年間（据置期間を含む）は無利子 ※市町村が交付する被災証明書が必要です。	中飽綜合事務所福祉保健課 電話：0858-23-3141 FAX：0858-23-4803 E-mail： chubu_fukushihoken@pref.tottori.jp
2-6	NPO等へのパソコンの寄贈 地震によりパソコンやプリンターが破損したボランティア団体・地域づくり団体・NPO法人にパソコン・プリンターを寄贈します。 ※募集期間：11月25日（金）まで ※寄贈可能なパソコン等に制限あり	（公財）とっとり県民活動活性化センター 電話：0858-24-6460 FAX：0858-24-6470 E-mail： info@tottori-katsunet
2-7	家財の必要情報と提供情報のマッチング ツイッターを活用して家財（家具・家電）を必要とする方と提供したい方との情報をマッチングする場を設定しています。 http://tottori-katsunet/news/other/kazai/	（公財）とっとり県民活動活性化センター 電話：0858-24-6460 FAX：0858-24-6470 E-mail： info@tottori-katsunet



4

項目	事業内容	連絡先
2-8 クリーニングオフ等の消費生活相談	震災に便乗した住宅の屋根などの修理工事等、悪質業者とのトラブル等の相談をお受けしますので、中部消費生活相談室に相談してください。 【電話による相談】 ・電話番号：0858-22-3000 ・受付時間 午前9時から午後6時まで(祝日のお休み) 【来所による相談】 ・場所：倉吉交流プラザ2階 ・時間：午前9時から午後6時まで ・開所日：火～日(祝日とその翌日はお休み) ※なお、当面の間、月曜日と祝日の翌日は北栄町役場北栄庁舎3階で相談をお受けします。(午前9時から午後6時まで)	くらしの安心局消費生活センター 電話：0859-34-2705 FAX:0859-34-2670 E-mail: shohiseikatsu@pref.tottori.jp
2-9 上下水道料金の減額措置について	地震による上下水道料金の減額措置が行われますので、お住まいの市町村へお尋ねください。(ただし、減額の対象、期間等は市町村により異なります。) 【連絡先】 ○倉吉市 倉吉市水道局 電話：0858-26-1031 FAX：0858-26-3242 ホームページ： http://www.city.kurayoshi.lg.jp/eyousei/div/suidou/25-copy/	※左の事業内容に記載しています。



3. 心のケア・健康相談

項目	事業内容	連絡先
3-1 震災・心の健康ホットライン	心身のストレスや精神的不安などで悩んでいる方々に対して、メンタルケア相談を実施しています。 相談時間 午前8時30分から午後5時15分まで 電話番号 0858-23-3147 (倉吉保健所)	健康政策課 電話：0857-26-7202 FAX:0857-26-8143 E-mail: kenkouseisaku@pref.tottori.jp
3-2 子どもの心の相談窓口の設置	地震により心のケアを必要とする児童に対して、児童相談所の専用電話で心理職等が相談に応じています。	倉吉児童相談所 電話：0858-23-1141 FAX:0858-23-6367 E-mail: kurayoshijidosodan@pref.tottori.jp
3-3 男女共同参画センターよりん彩相談室	よりん彩相談員が避難生活での不安や悩みごとなどへの相談に応じています。 相談時間：午前9時から午後5時まで 相談専用ダイヤル：0858-23-3939 面接相談(予約制)：上記専用ダイヤルにて受け付けています。 面接会場：中部総合事務所 ※よりん彩は11月29日(火)より倉吉未来中心にて業務を再開する予定です。電話番号は変更ありませんが、FAX番号が以下に変更となります。 FAX：0858-23-3989	男女共同参画センター 電話：0858-23-3901 FAX:0858-23-3291 E-mail: yorinsai@pref.tottori.jp
3-4 スクールカウンセラーによる心の健康相談	災害に起因すると考えられる生徒の心身の体調について、臨床心理士等専門家が電話・訪問により相談を実施しています。 【公立小中学校等に在籍の方】 いじめ・不登校総合対策センター 電話：0857-28-2362 FAX:0857-31-3958 【県立特別支援学校に在籍の方】 特別支援教育課 電話：0857-26-7598 FAX:0857-26-8101 【県立高等学校に在籍の方】 高等学校課 電話：0857-26-7916 FAX:0857-26-0408	※左の事業内容に記載しています。



項目	事業内容	連絡先
3-5 教育相談電話	不登校、進路、友人関係、子育てなどの悩みや困りごとに対して、電話相談員が相談に応じています。小さなことでもかまいませんので気軽に相談してください。 専用電話：0857-31-3956 また、心身の体調で学校を休みがちになってしまったなどの困りごとがあれば、定期的に開催している専門員による教育相談会をご活用ください。 予約電話：0857-28-2322	いじめ・不登校総合対策センター 教育相談担当 電話：0857-28-2322 FAX:0857-31-3958 E-mail: ijime-futoukou@pref.tottori.jp
3-6 妊産婦、乳幼児及び女性の健康全般に関する電話・メール相談	妊娠、出産、産後の心身の不調や不安、乳幼児の様子や育児に関する相談を専用電話やメールで助産師がお受けします。 震災以降、不安やストレスがある、体調がすぐれない、赤ちゃんや子どもの様子が普段と違うと感じる場合などご相談ください。 一般社団法人鳥取県助産師会 電話：090-7543-8206、080-6300-8732 (対応時間 月～金曜日 10:00～16:00) ※すぐ出られない場合があります。 E-mail: tori-josansi@hal.ne.jp (24時間対応) ※返信に時間がかかる場合があります。	※左の事業内容に記載しています。
3-7 助産師による面談・訪問による相談	妊産婦、乳幼児への相談について面談やご自宅への訪問による相談を希望する場合、または必要とする場合は、地域で活動する助産師が対応します。	子育て応援課 電話：0857-26-7572 FAX:0857-26-7863 E-mail: kosodate@pref.tottori.jp



項目	事業内容	連絡先
3-8 発達障がい(児)に関する相談窓口の設置	震災に関連して、お子様に関しての様々な問合せや相談に応じています。 ・『エール』発達障がい者支援センター ：0858-22-7208 ・県立中部療育園：0858-22-7191 ・県立皆成学園：0858-22-7188	子ども発達支援課 電話：0857-26-7865 FAX:0857-26-7863 E-mail: kodomoshien@pref.tottori.jp
3-9 リーフレット	『エール』鳥取県発達障がい者支援センターでは作成「被災時の発達障がい児・者支援について」をまとめたリーフレットを作成し、ホームページに掲載しています。	『エール』発達障がい者支援センター 電話：0858-22-7208 FAX:0858-22-7209 E-mail: yell@pref.tottori.jp
3-10 健康相談	要望のあった市町村で、保健師等による健康相談を実施しています。	健康政策課 電話：0857-26-7202 FAX:0857-26-8143 E-mail: kenkouseisaku@pref.tottori.jp



被災者の住宅・生活再建支援

4. 医療・福祉に関する支援

項目	事業内容	連絡先
4-1 医療機関への受診	地震により、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残りまま避難していることにより、医療機関等に提示できない場合、次のことを医療機関に伝えることで、受診が可能です。 ※氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、健康保険の場合は事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者の場合は住所（国民健康保険の被保険者については、これらに加えて組合名）	医療指導課 電話：0857-26-7189 FAX：0857-26-8168 E-mail： iryoushidou@pref.tottori.jp
	国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者が医療機関等で受診される場合の自己負担分（窓口負担）の支払いは、被害の状況によって減免等がされる場合がありますので、お住まいの市町村等へおたずねください。 ※また、国民健康保険料（税）や後期高齢者医療保険料についても、被害の状況に応じて減免措置等が講じられますので、お住まいの市町村へおたずねください。	倉吉市保険年金課 電話：0858-22-8124 FAX：0858-22-2954 三朝町子育て健康課 電話：0858-43-3520 FAX：0858-43-0647 湯梨浜町健康推進課 電話：0858-35-5372 FAX：0858-35-5376 北栄町健康推進課 電話：0858-37-5867 FAX：0858-37-5339 後期高齢者医療広域連合 電話：0858-32-1099 FAX：0858-32-1067
4-2 原子爆弾被爆者に対する医療の取扱いについて	被爆者健康手帳の提出ができない場合においても、医療機関において、被爆者健康手帳の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診することができます。 また、緊急の場合は、一般疾病医療機関以外の医療機関でも受診することができます。	福祉保健課 電話：0857-26-7145 FAX：0857-26-8116 E-mail： fukushihoken@pref.tottori.jp



項目	事業内容	連絡先
4-3 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の取扱いについて	自立支援医療受給者証の提示ができない場合においても、医療機関において、当該医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診することができます。 また、緊急の場合は、受診する医療機関と自立支援医療受給者証に記載する医療機関の名称が異なる場合においても、さらに、指定自立支援医療機関以外の医療機関でも受診することができます。 更生医療、育成医療：市町村障がい福祉担当課 倉吉市福祉保健部福祉課（更生医療） 電話：0858-22-8118 FAX：0858-22-7020 倉吉市福祉保健部子ども家庭課（育成医療） 電話：0858-22-8100 FAX：0858-22-7020 三朝町福祉課（更生医療、育成医療） 電話：0858-43-3506 FAX：0858-43-0647 湯梨浜町総合福祉課（更生医療、育成医療） 電話：0858-35-5374 FAX：0858-35-5376 琴浦町福祉あんしん課（更生医療） 電話：0858-52-1706 FAX：0858-52-1524 琴浦町民生生活課（育成医療） 電話：0858-52-1707 FAX：0858-49-0000 北栄町福祉課（更生医療、育成医療） 電話：0858-37-5852 FAX：0858-37-5339 精神通院医療：障がい福祉課 電話：0857-26-7152 FAX：0857-26-8136 E-mail：shougai-fukushi@pref.tottori.jp	※左の事業内容に記載しています。



項目	事業内容	連絡先
4-4 小児慢性特定疾病医療の取扱いについて	小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けた者が、医療受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、当該医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診することができます。 また、緊急の場合は、指定小児慢性特定疾病医療機関以外の医療機関でも受診することができます。	子育て応援課 電話：0857-26-7572 FAX：0857-26-7863 E-mail： kosodate@pref.tottori.jp
4-5 難病の患者に対する医療の取扱いについて	受給者証の提出ができない場合においても、制度対象者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できます。 また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。	健康政策課 電話：0857-26-7194 FAX：0857-26-8143 E-mail： kenkouseisaku@pref.tottori.jp
4-6 特定疾患の医療費助成の取扱いについて	受給者証の提出ができない場合においても、制度対象者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できます。 また、緊急の場合は、同事業の委託契約を結んだ医療機関以外の医療機関でも受診できます。	健康政策課 電話：0857-26-7194 FAX：0857-26-8143 E-mail： kenkouseisaku@pref.tottori.jp
4-7 肝炎治療に係る医療費助成の取扱いについて	受給者証の提出ができない場合においても、制度対象者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できます。 また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。	健康政策課 電話：0857-26-7769 FAX：0857-26-8143 E-mail： kenkouseisaku@pref.tottori.jp
4-8 結核医療の取扱いについて	被保険者証の提出ができない場合においても、制度対象者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できます。 また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。	健康政策課 電話：0857-26-7857 FAX：0857-26-8143 E-mail： kenkouseisaku@pref.tottori.jp



項目	事業内容	連絡先
4-9 予防接種	避難先で定期的な予防接種を受けたい場合は、避難先の市町村に申し出ることで予防接種が受けられます。その他、予防接種に関するお問い合わせは、各市町村にご相談ください。	健康政策課 電話：0857-26-7153 FAX：0857-26-8143 E-mail： kenkouseisaku@pref.tottori.jp
4-10 障害福祉サービス等の利用負担の減免	障害福祉サービスや自立支援医療、補装具に要する経費について、所得の状況等に応じて、利用者負担を減免することが出来ます。 （※手続等は、市町村で行っていただきますので、お住まいの市町村へお問い合わせ下さい。）	市町村障がい福祉担当課 倉吉市福祉保健部福祉課 電話：0858-22-8118 FAX：0858-22-7020 三朝町福祉課 電話：0858-43-3506 FAX：0858-43-0647 湯梨浜町総合福祉課 電話：0858-35-5374 FAX：0858-35-5376 琴浦町福祉あんしん課 電話：0858-52-1706 FAX：0858-52-1524 北栄町福祉課 電話：0858-37-5852 FAX：0858-37-5339



項目	事業内容	連絡先
4-11 児童扶養手当の災害特別措置	災害により住宅・家財等の財産について、その価値の概ね2分の1以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当については、所得による支給制限を適用せず、全額支給する措置があります。 (※なお、平成29年度の現況届の際に、平成28年の所得について確認を行い、法令で定める所得制限の額以上であった場合には、手当の一部または全額を返還していただくことになります。)	市町村ひとり親福祉担当課 倉吉市：子ども家庭課 電話：0858-22-8120 三朝町：子育て健康課 電話：0858-43-3520 湯梨浜町：総合福祉課 電話：0858-35-5373 北栄町：福祉課 電話：0858-37-5850 琴浦町：福祉あんしん課 電話：0858-52-1715
4-12 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還の猶予	母子父子寡婦福祉資金貸付金を償還中の方が、災害により、支払期日に償還することが著しく困難になったと認められるときには、支払を猶予します。	中部総合事務所福祉保健局 電話：0858-23-3141 E-mail: chubu_fukushihoken@pref.tottori.jp



5. 税・授業料などの負担の軽減

項目	事業内容	連絡先
5-1 税の減免【県税】	○県税について次のような減免措置等が講じられます。 ・不動産取得税の減免 被災家屋やそれに替わる不動産に係る減免措置 ・個人事業税の減免 事業用資産に損害を受けた方や住宅又は家財に損害を受けた方に対する減免措置 ・申告等の書類の提出期限の延長 災害がやんだ日から2ヶ月以内の期限延長 ・徴収金の徴収猶予 全壊・半壊等の損害を受けた方の徴収猶予	鳥取県税務課 電話：0857-26-7053 FAX:0857-26-7087 E-mail: zeimu@pref.tottori.jp 倉吉市総務部税務課 電話：0858-22-8114 FAX:0858-22-1087 三朝町民税務課 電話：0858-43-3505 FAX:0858-43-0647 湯梨浜町民税課 電話：0858-35-3116 FAX:0858-35-3122 琴浦町税務課 電話：0858-52-1702 FAX:0858-49-0000 北栄町税務課 電話：0858-37-5865 FAX:0858-37-5339
【市町村税】	○市町村税については、被害の程度に応じて減免措置等が講じられますので、お住まいの市町村へおたずねください。(ただし、減免の対象税目や適用要件は市町村により異なります。) <税目> 個人住民税、固定資産税、国民健康保険税	
【国税】	○国税については、特別措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の減免」の制度があります。 ○災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法による雑損控除の方法、災害減免法による所得税の軽減免除による方法のどちらから有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる場合があります。 ○詳しくは、お住まいの最寄りの税務署へお尋ねください。	言吉税務署 電話：0858-26-2721 管轄) 倉吉市 東伯郡



項目	事業内容	連絡先
5-2 入学料・入学選抜手数料の減免	非常災害により資産が著しく損なわれた方の入学料(入校料)及び入学選抜手数料を全額免除します。 <対象となる学校> ・県立高等学校 ……高等学校課 ・県立産業人材育成センター(普通課程) ……労働政策課	高等学校課 電話：0857-26-7929 FAX:0857-26-0408 E-mail: koutougakkou@pref.tottori.jp 労働政策課 電話：0857-26-7222 FAX:0857-26-8169 E-mail: roudou-seisaku@pref.tottori.jp
5-3 県立学校及び私立高等学校等の授業料等の減免	○【授業料】被災により資産が著しく損なわれ、かつ、所得が一定の基準以内にある世帯に属する生徒の授業料を免除します。 ・全壊、半壊の被害：全額免除 ・上記以外の被害：半額免除 <対象となる学校> ・県立高等学校 ……高等学校課 ・私立高等学校 ……教育・学術振興課 ・私立専修学校(高等課程・技能教育施設) ……教育・学術振興課 ・私立中学校 ……教育・学術振興課 ・県立歯科衛生専門学校 ……医療政策課 ・県立鳥取看護専門学校 ……医療政策課 ・県立倉吉総合看護専門学校 ……医療政策課 ・県立産業人材育成センター(普通課程) ……労働政策課 ○【その他の納付金(施設整備費等)】上記(1)により授業料全額減免に該当する者で、月額12,000円より多い額を納付している者 月額から12,000円を控除した額 <対象となる学校> ・私立高等学校	高等学校課 電話：0857-26-7929 FAX:0857-26-0408 E-mail: koutougakkou@pref.tottori.jp 教育・学術振興課 電話：0857-26-7022 FAX:0857-26-8110 E-mail: kyokugakujyutsu@pref.tottori.jp 医療政策課 電話：0857-26-7195 FAX:0857-21-3048 E-mail: iryouseisaku@pref.tottori.jp 労働政策課 電話：0857-26-7222 FAX:0857-26-8169 E-mail: roudou-seisaku@pref.tottori.jp



項目	事業内容	連絡先
5-4 奨学金等の返還猶予	奨学金の貸与を受けた方が、被災により奨学金などを返還することが著しく困難になったと認められるときに返還を猶予します。 (対象資金) ・鳥取県育英奨学金(高校等) ……人権教育課 ・鳥取県育英奨学金(大学等) ……人権教育課 ・鳥取県進学奨励資金 ……人権教育課 ・日本学生支援機構奨学金 ……奨学金返還相談センター ・鳥取県専修学校等奨学金 ……人権局 ・理学療法士等修学資金 ……医療政策課 ・看護職員修学資金 ……医療政策課 ・看護職員奨学金 ……医療政策課	人権教育課 電話：0857-26-7541 0857-29-7140 0857-29-7145 FAX:0857-26-8176 E-mail: jinken@pref.tottori.jp jinkenkyouiku@pref.tottori.jp 日本学生支援機構 奨学金返還相談センター 電話：0570-666-301 人権局 電話：0857-26-7074 FAX:0857-26-8138 E-mail: jinken@pref.tottori.jp 医療政策課 電話：0857-26-7190 FAX:0857-21-3048 E-mail: iryouseisaku@pref.tottori.jp
5-5 鳥取県育英奨学金(高校等)の緊急採用	実家の被災など家計が急変したため、緊急に奨学金が必要と認められる高校生等に鳥取県育英奨学金を貸与します。	人権教育課 電話：0857-26-7541 0857-29-7145 FAX:0857-26-8176 E-mail: jinkenkyouiku@pref.tottori.jp



被災者の住宅・生活再建支援

項目	事業内容	連絡先
5-6	日本学生支援機構奨学金の緊急採用（第1種：無利子、第2種：有利子）	在学する大学・高等専門学校等へお問い合わせください。
5-7	Jasso 支援金	在学する大学・高等専門学校等へお問い合わせください。
5-8	教科書・学用品の給与	※左の事業内容に記載しています。

事業内容詳細 (5-8):

災害により住居が全壊(壊)・半壊(壊)等により、教科書、正規の教材、学用品を喪失した生徒へ教科書・学用品を給与します。
 ※教科書以外は災害救助法の適用が条件となります。(対象経費)
 ①教科書・正規の教材：現物給与
 ②学用品：5,000円を限度として現物給与
 【県立高等学校に在籍の方】
 高等学校課 電話：0857-26-7929
 FAX：0857-26-0408
 E-mail：koutougakkou@pref.tottori.jp
 【特別支援学校に在籍の方】
 特別支援教育課 電話：0857-26-7924
 FAX：0857-26-8101
 E-mail：tokubetusienkyoiku@pref.tottori.jp
 ※市町村立小中学校生徒はお住まいの市町村へお問い合わせください。



6. 商工労働に関する支援・相談

項目	事業内容	連絡先	
6-1	災害等緊急対策資金の貸付（県内中小企業者向け）	施設・設備等の破損や売上げ減少などの被害を受けた県内中小企業者に事業資金（運転資金・設備資金）をお貸しします。 <貸付限度額> 2億8千万円 <償還期間> 10年（うち据置3年）以内 設備資金は15年（うち据置3年）以内 <利率> 1.43%。当初5年間は無利息 <信用保証料> 0.23~0.68%。 当初5年間は0%	企業支援課 電話：0857-26-7453 FAX：0857-26-8117 E-mail：kigyoushien@pref.tottori.jp
6-2	復興支援のための利子補給制度（県内中堅・大企業向け）	施設・設備等の破損や売上げ減少などの被害を受けた県内中堅企業・大企業が復旧のための融資を受けられた場合に、最長5年間の利子相当額を補助します。 <補助対象> ・融資限度額2億8千万円まで、融資利率上限1.43%まで。	企業支援課 電話：0857-26-7453 FAX：0857-26-8117 E-mail：kigyoushien@pref.tottori.jp



項目	事業内容	連絡先
6-3	被災した施設及び設備の原状回復のための補助金	企業支援課 電話：0857-26-7242 FAX：0857-26-8117 E-mail：kigyoushien@pref.tottori.jp ※上記の他、下の申請受付先及びお近くの商工団体（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会）にも御相談いただけます。 （申請の受付は以下で行って下さい。）

所在地	受付先	連絡先 電話番号
倉吉市	倉吉商工会議所（倉吉市明治町 1037-11）	0858-22-2191
東伯郡	中部商工会産業支援センター（東伯郡北栄町井 38-8）	0858-36-2868
鳥取市	鳥取商工会議所（鳥取市本町 3-201）	0857-26-6666
岩美郡	東部商工会産業支援センター（鳥取市湖山町東 4-100 商工会連合会館2階）	0857-30-3009
米子市	米子商工会議所（米子市加茂町 2-204）	0859-22-5131
境港市	境港商工会議所（境港市上道町 3002）	0859-44-1111
西伯郡	西部商工会産業支援センター（西伯郡日吉津村日吉津 885-9（米子日吉津商工会日吉津支所内））	0859-37-0085
日野郡		
全域	鳥取県中小企業団体中央会（鳥取市富安 1-96）	0857-26-6671
	米子支所（米子市加茂町 2-204 商工会議所会館）	0859-34-2105
	倉吉出張所（倉吉市明治町 1037-11 商工会議所会館）	0858-22-1706



項目	事業内容	連絡先	
6-4	事業引継ぎ・事業承継に係る支援	後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の皆さまの事業引継ぎ・事業承継に係る課題に対し、解決に向けた助言、情報提供・マッチング支援を行います。	鳥取県事業引継ぎ支援センター 電話：0857-20-0072 FAX：0857-20-0241 E-mail：hkitsusug@toriton.or.jp
6-5	とっとり企業支援ネットワークによる企業支援	県内の中小企業・小規模事業者の皆さまのさまざまな経営課題に対し、支援機関・金融機関が連携して支援を行います。 ・企業支援課 電話：0857-26-7243, FAX：0857-26-8117 E-mail：kigyoushien@pref.tottori.jp ・鳥取県経営サポートセンター（とっとり企業支援ネットワーク事務局） 電話：0857-20-0071, FAX：0857-20-0241 E-mail：kigyoushien@pref.tottori.jp 商工会議所・商工会・中央会・信用保証協会、最寄りの金融機関でも特別相談窓口を設置しています。	※左の事業内容に記載しています。

機関名	支店名	連絡先
日本政策金融公庫	鳥取支店	中小企業事業 0857-23-1641
日本政策金融公庫	鳥取支店	国民生活事業 0857-22-3156
日本政策金融公庫	米子支店	国民生活事業 0859-34-5821
商工組合中央金庫	鳥取支店	0857-22-3171
商工組合中央金庫	米子支店	0859-34-2711
鳥取県信用保証協会		0857-26-6631
鳥取商工会議所		0857-26-6666
米子商工会議所		0859-22-5131
倉吉商工会議所		0858-22-2191
境港商工会議所		0859-44-1111
鳥取県商工会連合会		0857-31-5555
瀬野浜商工会		0858-32-0864
三朝町商工会		0858-43-3131
北栄町商工会		0858-37-4057
琴浦町商工会		0858-52-2178
鳥取県中小企業団体中央会		0857-26-6671
鳥取県よろず支援拠点		0857-31-5555



項目	事業内容	連絡先
6-6 労働者及び事業主の相談窓口	地震による雇用の不安や悩みなどに中小企業労働相談所（みなくる）の相談員が対応します。 ・相談時間：平日午前9時30分から午後6時まで ・みなくる鳥取：0857-25-3000 ・みなくる倉吉：0858-23-6131 ・みなくる米子：0859-31-8785	労働政策課 電話：0857-26-7222 FAX：0857-26-8169 E-mail： roudou-seisaku@pref.tottori.jp
6-7 労働条件、安全衛生、労災補償等に関する特別相談窓口	特別相談窓口では、以下の相談等をお受けしています。 ○地震発生による事業活動への影響による休業、賃金不払、解雇等の労働条件や労務管理 ○復旧作業・工事における労働者の健康・安全 ○地震発生時に従事していた作業や復旧作業・工事において被災した場合の労災補償給付等	鳥取労働局 電話：0857-22-7000 0857-29-1709 0857-29-1703 鳥取労働基準監督署 電話：0857-24-3245 0857-24-3211 米子労働基準監督署 電話：0859-34-2263 0859-34-2231 倉吉労働基準監督署 電話：0858-22-5640 0858-22-6274
6-8 雇用保険給付の特例措置	1 ハローワークへ来所できない求職者の方々の失業の認定日の取扱いについて 雇用保険失業給付を受給している方が、災害の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、ハローワークに申し出ることにより、失業の認定日を変更することができます。 2 災害救助法適用時における支援策について 災害によりその雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な雇職を余備なくされた方に、雇用保険失業給付の基本手当を支給します。	ハローワーク鳥取 電話：0857-23-2021 ハローワーク倉吉 電話：0858-23-8609 ハローワーク米子 電話：0859-33-3911 ハローワーク米子根高出張所 電話：0859-72-0065



7. 農林水産に関する支援

項目	事業内容	連絡先
7-1 農業施設等復旧資金の利子補給及び保証料補助	農業用施設等の復旧のための融資を受けられた方に対して、融資が行われた日から6年間、利子補給及び保証料補助を行い、負担の軽減を行います。 <対象資金> 農業近代化資金、農林漁業施設資金 <未償金利> 借入れ後6年に限り0% <信用保証料> 上記資金について借入れ後6年間に限り0%	経営支援課 電話：0857-26-7260 FAX：0857-26-7294 E-mail： keieishien@pref.tottori.jp
7-2 農地・農業用施設の災害復旧事業に係る助成	被災した農地・農業用施設の復旧に対し、1箇所当たり40万円以上のものは単農事業で助成します。 ① 国庫補助事業 ・基本補助率（国）農地50%、農業用施設65% ・関係農家1戸当たり事業費により、補助率が決定。（概上指図書あり） ② 単農事業 ・補助率 各市町村が決定 ・県は農家負担を除いた額の1/2を市町村に助成。	農地・水保全課 電話：0857-26-7323 FAX：0857-26-8191 E-mail： nouchi-mizu@pref.tottori.jp
7-3 梨の販売促進への支援	市場関係者や消費者に対する元気な鳥取梨販売促進活動及び備の程度が軽く、販売が可能な落下果実「ぶらぶら商品」の出荷経費等に対して支援を行います。 出荷経費等の1/2助成	生産振興課 電話：0857-26-7414 FAX：0857-26-7294 E-mail： seisanshinkou@pref.tottori.jp
7-4 果樹共済加入促進への助成	新規に果樹共済に加入する場合、共済掛金の助成を行います。 共済掛金の1/3助成	生産振興課 電話：0857-26-7414 FAX：0857-26-7294 E-mail： seisanshinkou@pref.tottori.jp



項目	事業内容	連絡先
7-5 水産業施設等復旧支援資金	被災された漁協の復旧に係る経費を融通した金融機関に利子補給を行うとともに、信用保証協会に助成を行うことにより、被災された漁協の金利負担と信用保証料負担の軽減を図ります。 <未償金利> 借入れ後6年に限り0% <信用保証料> 上記資金について借入れ後6年間に限り0%	水産課 電話：0857-26-7313 FAX：0857-26-8131 E-mail： suisan@pref.tottori.jp

8. その他の支援

項目	事業内容	連絡先
8-1 中山間地域共同施設の災害復旧事業に係る助成	被災した中山間地域の共同施設の復旧に対し、市町村が負担する額の一部を単農事業で助成します。 ① 単農事業 ・補助率 各市町村が決定 ・県は市町村負担額の1/2を市町村に助成。（最大30万円/件） ※中山間地域に限らず、市街地域の共同施設への適用範囲拡大について現在検討中。	技術企画課 電話：0857-26-7368 FAX：0857-26-8189 E-mail： gijutsukkaku@pref.tottori.jp



被災者の住宅・生活再建支援

被災した住宅を修繕したいけど、どこに相談したらいいの？

まずは **家を建てた工務店、大工さん** や
お近くの工務店、なじみのある業者さん など
に相談しましょう。

家を建てた工務店が分からない、相談できる業者さんがいない場合は、下記の相談窓口へどうぞ。

被災建物修繕等総合相談窓口 TEL0858-23-3139 受付時間 9:00~17:00
(鳥取県中部総合事務所2号館2階) (当面の間は土日祝日も受付)



<参考>【県内の団体】

業種	団体名	所在地	電話番号
建物全般	(一社)鳥取県建設業協会中部支部	倉吉市東蔵城町12	0858-23-0341
木造住宅全般	(一社)鳥取県木造住宅推進協議会	鳥取市秋里1247田中工業(株)内	0857-30-0278
設備関係	(一社)鳥取県管工事業協会	鳥取市松並町2丁目160城北ビル303	0857-26-9355
	鳥取県電気工事業工業組合	鳥取市田島648タナカビル1F	0857-24-9213
専門業	鳥取県左官業協同組合	鳥取市緑ヶ丘3丁目14-1	0857-26-5120
	鳥取県板金工業組合	鳥取市緑ヶ丘3丁目14-5	0857-23-7988

H28.11.24作成

鳥取県庁担当課 住まいまちづくり課 TEL 0857-26-7398

【一部破損-損害基準判定10%以上の例】

1 屋根瓦全壊



2 屋根瓦中規模被災+外壁小規模被災



3 屋根瓦小規模被災+外壁中規模被災



鳥取県中部地震復興がんばろうプロジェクト 被災した住宅の建替、修繕を支援します

10月21日に発生した鳥取県中部を震源とする地震によりお住まいの住宅(※)に被害を受けた方が、住宅の建設・購入、補修される場合に、次のとおり支援します。
(※ 所有者又は所有者の三親等以内の親族が居住する住宅が対象。賃貸住宅は対象外。)

1 被災者住宅再建支援補助金

住宅の再建方法(建設・購入、補修)、住宅の損傷の程度や世帯人数に応じて支援します。
※住宅の損傷の程度は、市町村が交付する「り災証明書」により確認します。
「一部破損」の場合は、「り災証明書」の損害基準判定(注)が10%以上20%未満の場合に限ります。
(注)損害基準判定：住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合

【支援額】

住宅再建の方法	世帯人数	損傷の程度				対象経費
		全壊	大規模半壊	半壊	一部破損	
建設又は購入	2人以上	300万円	250万円	-	-	使途不問
	1人	225万円	187万5千円	-	-	
補修	2人以上	200万円	150万円	上限100万円	上限30万円	全壊・大規模半壊は使途不問、半壊・一部破損は補修費に限る
	1人	150万円	112万5千円	上限75万円	上限30万円	

【申請に係る注意事項】

・半壊又は一部破損の場合の申請には、補修前後の写真や補修金額が分かる書類(契約書・領収書等)が必要な場合がありますので、紛失等しないよう御注意ください。

2 被災者住宅修繕支援金

1の「被災者住宅再建支援補助金」の要件を満たさない、損傷規模の小さい住宅の修繕を支援します。
※住宅の損傷の程度は、市町村が交付する「り災証明書」により確認します。

【支援額】

損害基準判定	支援率			
	4%超	3%超	2%超	1%超
4%以下	3%以下	2%以下	1%以下	
支援額	5万円	4万円	3万円	2万円

【注意事項】

・申請窓口はお住まいの市町村となります。申請手続の詳細は、市町村窓口にお尋ねください。
・申請には市町村が交付する「り災証明書」が必要です。り災証明書の申請については、市町村窓口にお尋ねください。

【県庁問合せ先】 生活環境部 ぐらしの安心局 住まいまちづくり課
電話：0857-26-7390
ファクシミリ：0857-26-8113
電子メール：sumaimachizukuri@pref.tottori.jp

(平成28年11月17日 作成)



ご自宅に赤い紙・黄色い紙を貼られた皆様へ

【建築物の判定結果について】

「危険」と書かれた赤い紙は、余震が来た場合に、住宅が倒れるおそれがある場合の他に、屋根瓦や外壁の広範囲の落下により周囲に危険を及ぼすおそれがあること等もお知らせしているものです。「危険」を貼られたすべての建築物が余震以外の場合に即危険というものではありません。

また、建替ではなく補修で十分なものも多くあります。「要注意」と書かれた黄色い紙は主に瓦の落下などへの注意をお知らせしているものです。

【宅地の判定結果について】

「危険」と書かれた赤い紙は、擁壁や法面などの変状が顕著であり、余震や降雨により、住宅や一般の交通に危険を及ぼすおそれがあることをお知らせしているものです。「危険」を貼られたすべての宅地が即危険というものではありません。「要注意」と書かれた黄色い紙は、擁壁や法面などの変状が見られ、経過観察を行うなど注意が必要なことをお知らせしているものです。

いずれの場合も、色紙の注記欄でお知らせしている問題を解消することで、危険性を低減・除去することができます。

ご不明な点、ご心配な点については、下記の倉吉市役所、三朝町・湯梨浜町・北栄町各役場内の住宅相談窓口、または県の中部総合事務所内の被災建物修繕等総合相談窓口にご相談ください。

窓口	電話番号	ファクシミリ
倉吉市 建築住宅課 (住宅・宅地とも)	0858-22-8175	0858-22-8140
三朝町 危機管理課 (住宅・宅地とも)	0858-43-3513	0858-43-0647
湯梨浜町 町民課 (住宅・宅地とも)	0858-35-3117	0858-35-3097
北栄町 総務課 (住宅・宅地とも)	0858-37-3111	0858-37-5339
被災建物修繕等総合相談窓口 (中部総合事務所内) (住宅のみ)	0858-23-3139	0858-23-3139

●悪徳業者にお気を付けてください！

震災に便乗した悪質商法に注意！

地震や台風などの自然災害が起きると、全国の消費生活センターには、それに関連した様々な消費者トラブルの相談が寄せられます。

なかでも、悪質業者との震災に便乗した住宅の屋根などの修理工事に関するトラブルが多くみられます。さらには、自然災害をきっかけや口実とした義援金詐欺なども起きています。

【消費者の皆様へのアドバイス】

- ☆不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。
- 高齢者だけで過ごされる時間帯には、固定電話を留守番電話に切り替えてください。方が一、金銭を要求されても決して支払わないようにしてください。
- ☆少しでも不安を感じたら、すぐに中部消費生活相談室や警察に相談してください。

■トラブルが起こった場合だけでなく、不安なことや疑問に感じたことがありましたら、御相談ください。

中部消費生活相談室

【相談場所】 倉吉交流プラザ2階(倉吉市駄経寺町187-1)

【電話番号】 0858-22-3000

【受付時間】 午前9時から午後6時まで

【開所日】 火～日曜日(祝日とその翌日はお休みです)

※対面での相談をご希望のかたは、月曜日と祝日の翌日は、北栄町役場北条庁舎3階)で相談をお受けしています。(当面の間)

電話番号 0858-22-3000

●救急医療窓口

通常どおり診療しています。

●医療機関への受診

地震により、被保険者証(いわゆる保険証)等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることで医療機関等に提示できない場合、次のことを医療機関に伝えることで、受診が可能です。

- ※氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)、健康保険の場合は事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の場合は住所をお伝えください。
- ※その他の保険については、医療機関にお尋ねください。



鳥取県ホームページ「鳥取県中部地震被災地応援サイト」もご覧ください。

鳥取県公式ホームページ「とりネット」内に「鳥取県中部地震被災地応援サイト」を開設し、被災された皆様に対する各種支援策のほか「相談窓口」「心と身体のケア」「生活情報」などに関する情報を掲載しています。

URL: <http://www.pref.tottori.lg.jp/261207.htm>

QRコード:



★自動翻訳機能により、外国語訳ができます。

★読み上げ機能により、視覚障がいがある方も利用できます。

●パソコン画面イメージ



●モバイル画面イメージ



【ホームページのお問い合わせ先】

広報課 電話: 0857-26-7755

ファクシミリ: 0857-26-8122

E-mail: kouhou@pref.tottori.jp

【関連リンク】「平成28年10月21日鳥取県中部地震について」(県危機管理局ホームページ) <http://www.pref.tottori.lg.jp/261100.htm>



被災者の住宅・生活再建支援

【裏面】平成 29 年 1 月発行追補版

鳥取県の緊急支援施策

～鳥取県中部地震復興がんばろうプロジェクト～



◎掲載情報に変更がありました。

ページ	内容	変更前	変更後	連絡先
3 ページ	2-1 生活福祉資金(福祉費・災害経費)の貸付	※市町村が交付する り災証明書が必要です。	※市町村が交付する被災 証明書が必要です。	鳥取県社会福祉協議会 電話：0857-59-6333
	2-2 生活福祉資金(緊急小口 資金)の貸付	※市町村が交付する り災証明書が必要です。	※市町村が交付するり災 証明書または被災証明 書が必要です。	鳥取県社会福祉協議会 電話：0857-59-6333
	2-3 災害援護資金の貸付	<対象> 住宅の補修等	<対象> 生活の立て直しに要す る経費(住居・家財・塙・ 壁の修繕費、生活費等用 途に制限はありませ ん。)	福祉保健課 電話：0857-26-7142 FAX：0857-26-8116
17 ページ	5-8 教科書・学用品の給与	(追加情報) 【私立学校に在籍の方】の問合せ先 教育・学術振興課 電話：0857-26-7022、FAX：0857-26-8110 E-mail：kyoikugakujyutsu@pref.tottori.jp		
	【資料】② 被災した住宅の建替、修繕 を支援します	(追加情報) 住宅再建支援制度を拡充しました。下記要旨です。 ○賃貸住宅(借家、アパートなど)への支援拡充 ・借り主が補修することとされている住宅の賃借人等への支援 ・小規模な賃貸住宅の所有者(家主)への支援 ○住宅の再建方法の拡充 半壊世帯(賃貸住宅を含む)が住宅を建設又は購入した場合も支援 対象とします。		

◎新規情報です。

中部地震住宅修繕支援センターが開所しました。

被災した住宅を修繕したいけど、どこに相談したらいいの？

まずは **家を建てた工務店、大工さん** や **お近くの工務店、なじみのある業者さん** などに相談しましょう。

家を建てた工務店が分からない、相談できる業者さんがいない場合は、下記の相談窓口へどうぞ。

(鳥取県内の建設・建築関係団体が連携して設立した窓口です。)

【中部地震住宅修繕支援センター】

電 話 0858-23-5088

場 所 倉吉市東蔵城町12(中部建設会館内)

受付時間 午前9時から午後5時まで

鳥取県庁当課 住まいまちづくり課 TEL 0857-26-7398



平成 29 年 4 月発行追補版

鳥取県の緊急支援施策

～鳥取県中部地震復興がんばろうプロジェクト～

平成 28 年 11 月 24 日発行 第 4 版 以降の改訂内容をお知らせします。

第 4 版のパンフレット及び裏面と併せてご覧ください。

◎掲載情報に変更がありました。

ページ	変更前	変更後
23 ページ	8-1 中山間地域共同 施設の災害復旧 事業に係る助成 ①単興事業 ・補助率 各市町村が決定 ・県は市町村負担額の1/2を市町村に助成 (最大30万円/件) ※中山間地域に限らず、市街地域の共同施設 への適用範囲拡大について現在検討中。	8-1 地域共同施設の 災害復旧事業に 係る助成 ①単興事業 ・補助率 各市町村が決定 ・県は市町村負担額の1/2を市町村に助成 (最大30万円/件)

※変更点：対象地域は、中山間地域に限らず、県内全域となります。

V 災害ケースマネジメント

鳥取県中部地震における住家被害は、中部1市4町を中心に15,000棟を超えた。

特に、古い住宅を中心として屋根瓦（特に土葺きの瓦）のズレや落下が多く見られたほか、外壁のひび割れ・落下、塀の倒壊等が発生した。

県は、発災2日後の10月23日に、「被災建物修繕等相談窓口」を開設、被災者の相談に対応するとともに、10月25日に専決予算により、被災した世帯の住宅再建及び修繕のための支援措置を講じた。

更に、屋根修繕を中心とした住宅修繕を推し進めるため「中部地震住宅修繕支援センター」を設立するとともに、住宅修繕が進まない要因となっていた職人不足を解消するため、県外からの職人招致を支援する「住宅修繕促進支援事業（県外職人招致支援）」を創設した。

こうした県や市町村の積極的な支援により、鳥取県中部地震発災から約1年で、ブルーシートが残る住家は被災した全戸の概ね5%にまで減少した。

しかし、発災後1年を経過してもなお、住宅修繕に着手することができない世帯があり、その多くが健康面、資金面での問題を抱えていたり、高齢者世帯で修繕の気力を失っている方々などであった。このような世帯への対応を協議するため、平成30年1月18日、知事をトップとした中部地震対策会議を開催し、鳥取県における災害ケースマネジメントの制度化が検討され、同年2月3日に開催された第4回鳥取県中部地震復興会議の場において、関係市町長等の賛同を得て、災

害ケースマネジメントの導入が決定された。

併せて、県は、「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」に災害ケースマネジメントの制度化を盛り込む条例改正案を平成30年2月定例県議会に提案、全国に先駆けて条例による恒久制度化も行われた。

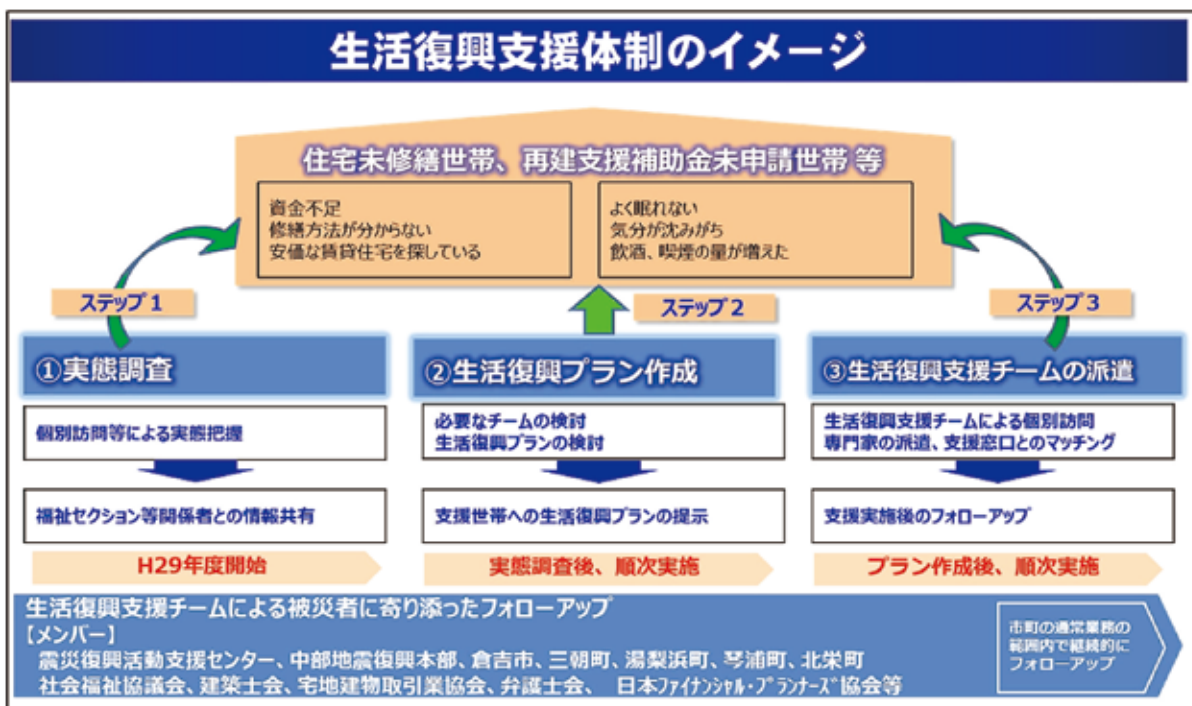
※災害ケースマネジメントとは、行政や民間団体、弁護士等の専門家が協力して各世帯に応じた解決策を検討の上、支援を実施していく仕組み。平成17年にハリケーンカトリーナで被害を受けたアメリカ合衆国で初めて行われた取り組みで、国内では東日本大震災で被災した仙台市が初めて本格的に取り入れた。

鳥取県中部地震における災害ケースマネジメントは、県、市町、震災復興活動支援センター及び県弁護士会、県建築士会、県宅地建物取引業協会、日本ファイナンシャル・プランナーズ協会等の関係団体が生活復興支援チームを組み、被災者の生活復興支援を行うもので、具体的には、市町が個別訪問等により被災者の実態調査を行い、住宅面、資金面、健康面などの課題を抽出、課題に応じ生活復興支援チームを編成し、それぞれの課題に応じた生活復興プランを作成の上、専門家派遣等の支援を行い、被災者の生活復興を後押ししていく取り組みである。

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（抜粋）

（被災者の生活復興支援体制の構築）

第25条の2 県及び市町村は、相互に連携し、必要に応じ、個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の生活の復興支援を行うものとする。



被災者の住宅・生活再建支援

災害ケースマネジメントの取組状況

倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町において、被害住家が修繕されず屋根を覆うブルーシートが外されない世帯を中心とした約1,000世帯について、県、市町、震災復興

活動支援センター((公財)とっとり県民活動活性化センター)が戸別訪問等による実態調査を実施し、困りごとを抱える世帯を抽出して必要な支援を行った。

生活復興支援実施状況（平成30年12月現在）

区分	倉吉市	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町	合計
支援完了済み世帯	16	5	2	0	3	26
市町役場へ引継済み世帯 (既存施策により対応して 解決につなげるもの)	22	0	1	0	0	23
支援継続中世帯	19	4	6	1	9	39
合計	57	9	9	1	12	88

【実態調査】 個別訪問による実態調査を実施



【生活復興支援連絡会】

生活復興支援に係る情報共有を図るため定期的に関係者による生活復興支援連絡会を開催



【生活復興プランの検討】

実態調査の結果に基づき、関係者が集まり生活復興プランを検討



第2章

震災の記録

第3節 ● 地震を教訓とした取り組み ～福興を目指して～



地震を教訓とした取り組み ~福興を目指して~

I 復興対策

1 中部地震復興本部等の設置

県庁の各部局が一丸となり、迅速かつ強力で被災地の復旧・復興を推進するため、平成28年（2016年）11月21日に「鳥取県中部地震復興本部」を新設した。



復興本部設置



震災復興活動支援センター開所式

また、中部地震からの一日も早い復興と、震災前にも増して一層力強い地域づくりを進めるため、被災住宅の支援をはじめとする復興の取組を迅速かつ強力で展開するため、平成29年（2017年）4月1日に組織改正による知事の直轄組織として「中部地震復興本部事務局」を設置し、職員5人を配置した。

さらに、中部地震からの復興に向けた住民活動・民間活動を支援し、地域の元気づくり活動やコミュニティ・絆の強化を図り、震災前より元気な地域づくりを目指すことを目的に平成29年4月1日「震災復興活動支援センター」を設置した。

○鳥取県中部地震復興本部

設置の日	平成28年11月21日
概要	【構成】 本部長：知事 副本部長：副知事、統轄監 本部長：各部局長 事務局長：元気づくり推進局長 事務局：とっとり元気戦略課ほか関係課職員 【業務】 ・迅速な復旧と、震災前にも増して地域が元気になり、住み続けたいと思える地域づくりに向けた復興対策の実施。 ・事務局長は、地域が元気となる復興施策の立案・調整・実施並びに復興本部の総合調整・運営を行う。

○中部地震復興本部事務局

設置の日	平成29年4月1日
概要	【事務所所在地】 中部総合事務所内 【業務】 ・鳥取県中部地震からの復興に係る施策の総合調整に関すること ・鳥取県中部地震に係る被災住宅支援に関すること ・地域の危機対応力の向上に関すること（危機管理局消防防災課と共管）

○震災復興活動支援センター

設置の日	平成29年4月1日
概要	公益財団法人とっとり県民活動活性化センターに委託して実施 【事務所所在地】 パープルタウン2階（倉吉市山根557-1） 【業務】 ・復興等に関する相談対応 ・住民・民間活動等への伴走支援 ・復興ボランティアネットワークの形成 等

鳥取県中部地震復興会議等の開催実績

回数	開催日	内容
第1回	平成29年1月13日	1.復興に向けた取り組みについて 2.今後の会議の進め方について
第2回	平成29年4月4日	1.復興に向けた現状と今後の取り組みについて 2.市町村、団体等の取り組みについて
第3回	平成29年10月12日	1.復興の概成に向けた取り組み状況について
第4回 (第7回鳥取創生チーム中部会議と合同開催)	平成30年2月3日	1.復興の概成に向けた取り組み状況について 2.平成30年度中部地震復興関係事業について 3.中部地震被災者に係る新たな生活復興支援体制の構築について 4.中部市町の震災後へのふるさとづくりについて
第5回	平成30年10月21日	1.復興の総仕上げに向けた取り組み状況について 2.「福興」への動きについて
鳥取県中部地震からの復興を考える会	平成29年7月31日	復興の概成に向けた取り組みについて 1.県の取り組み状況 2.各市町の課題及び今後の取り組み

2 復興に向けた取り組み等

(1) 広報活動による復興のPR

「県政だより」に特集・連載記事を掲載したほか、県政テレビ番組、とりネット等を活用し、被害状況から、県の支援策、復興状況について切れ間なく広報を行った。また、被災者支

援情報について、新聞広告を重点的に活用して周知を図った。

さらに、メディアを活用し、広く県外に向けて被災地の復興状況を震災からの「福興」・「元気な鳥取県」として積極的に情報発信。支援の呼びかけや風評被害の防止を図った。

復興に関する広報一覧

実施時期等	タイトル等	内 容
県政だより		
平成28年12月号	特集「共に前を向いて～鳥取県中部地震からの復興を～」	被害状況、支援制度の紹介、応援メッセージ等
平成29年1月号	特集「地震に負けず、前へ～丸となって復興を実現～」	全国からの支援、三朝町消防団の取り組み等
平成29年2月号	トピックス「力を合わせて元気な鳥取に～地震を乗り越えて」	中部地震住宅修繕支援センターの紹介等
平成29年4月号	連載企画「鳥取県中部地震 みんなで復興がんばろう」	震災復興活動支援センターの紹介
平成29年5月号	特集「復興、そして福興へ」	平成29年度当初予算の概要
平成29年6月号	連載企画「鳥取県中部地震 みんなで復興がんばろう」	コナンの家 米花商店街オープン等
平成29年7月号	連載企画「鳥取県中部地震 みんなで復興がんばろう」	倉吉打吹まつりのお知らせ
平成29年8月号	連載企画「鳥取県中部地震 みんなで復興がんばろう」	被災住宅の補助金、支援金について
平成29年9月号	連載企画「鳥取県中部地震 みんなで復興がんばろう」	第21回日本ウオーキング学会鳥取大会、ゆりはま天女おもてなしウォークのお知らせ
平成29年10月号	特集「復興の歩みと福興の今」	全国からの支援状況、住宅修繕の状況、復興支援隊「縁」の取り組み等
県政テレビ番組		
平成29年1月21日	「週刊とり☆リンク」(山陰放送) 「地震から3か月、地域の絆で鳥取を元気に！」	鳥取県中部地震にかかるボランティアの取り組みを紹介
平成29年10月14日	「マルっと！とっとり」(山陰放送) 「鳥取県中部地震から1年」	震災復興活動支援センター、鳥取中部福興祭の紹介
とりネット		
平成28年10月22日	特設サイト「鳥取県中部地震被災地応援サイト」	被災者向け相談窓口、心と身体のケア、生活情報、ボランティア募集、応援メッセージ等
平成28年11月21日	特設サイト「鳥取県中部地震復興応援ポータルサイトとっとりで待っています!!」	被災地を応援いただける方々向けに様々な応援手法「旅行」「特産品・食」「寄附金・義援金」を紹介
平成29年10月13日	特設サイト「鳥取県中部地震から1年「復興」そして「福興」へ」	発災1年を迎えた、復旧・復興活動、被災地に寄せられた支援・協力等の概要を掲載
新聞広告		
平成28年11月6日	日本海新聞	全5段。鳥取県中部地震で被災されたかたへの支援制度、相談窓口の案内
平成28年11月8日	山陰中央新報	全5段。鳥取県中部地震で被災されたかたへの支援制度、相談窓口の案内
平成28年11月17日	日本海新聞、山陰中央新報	半5段。鳥取県中部地震に対する義援金・寄附金のお願い
平成28年11月20日	日本海新聞	半3段。鳥取県中部地震にかかる無料合同相談会の案内
平成28年12月8日	日本海新聞「鳥取県からのお知らせ」	鳥取県中部地震に対する義援金・寄附金のお願い
平成28年12月18日	日本海新聞	半5段。鳥取県中部地震で被災された事業者向け支援の案内
平成29年2月25日	日本海新聞	半5段。鳥取県中部地震にかかる無料合同相談会の案内
平成29年2月26日	朝日新聞、毎日新聞、読売新聞	半5段。鳥取県中部地震にかかる無料合同相談会の案内
平成29年4月15日	日本海新聞	半5段。震災復興活動支援センターの開所
平成29年5月13日	日本海新聞	半3段。鳥取県中部地震に対する義援金・寄附金のお礼
平成29年8月27日	日本海新聞	半5段。被災者住宅再建支援補助金、被災者住宅修繕支援金の申請期限の案内
平成29年9月24日	日本海新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞	半5段。被災者住宅再建支援補助金、被災者住宅修繕支援金の申請期限の案内

※その他、新聞、テレビ、雑誌や各種イベント等において、復興状況や「元気な鳥取県」の発信、観光来客の呼びかけを積極的に実施。

(2) 災害記録の保存

地震の教訓を後世に伝承するとともに、今後の防災対策に活用するため、地震に関する資料を収集するなど記録保存に取り組んだ。

鳥取県中部地震災害の記録保存

名 称	種 別	発行年月	内 容
鳥取県中部地震の記憶	冊子	平成29年10月21日	震災体験談を掲載 県から学校法人藤田学院に委託し、鳥取看護大学・鳥取短期大学の学生が被災者から聞き取り調査を行ったもの

地震を教訓とした取り組み ～復興を目指して～

(3) 観光風評被害払拭の取組

地震による県内宿泊施設のキャンセル及び観光産業に対する風評被害の払拭に向けて、県、市町村、関係団体等で情報発信等に取り組んだ。

【風評被害払拭の取組】

○元気なとっどりの発信

風評被害による県内の観光面への影響を最小限に食い止めるため、地震発生後も元気な鳥取県の姿を国内外に発信した。

ア 観光PRキャラバンの実施

- ・首都圏及び関西圏での知事トッププロモーション（首都圏）

平成28年10月27日 とっとり・おかやま新橋館（関西圏）

平成28年10月28日 JR大阪駅アトリウム広場

- ・その他にも全国各地でキャラバンを実施し、本県への誘客PRを行った。

イ メディアを活用した情報発信

新聞広告、メディアキャラバン、テレビ・ラジオ番組等でのPRにより元気なとっどりを発信し、復興を印象づけた。

ウ WEB宿泊予約サイトでのバナー広告や宿泊客によるSNSを使った情報発信等

○「とっどりで待っどりますキャンペーン」の実施（平成29年1～3月）

旅行会社が造成する県内に1泊以上宿泊する2万円以上の周遊旅行商品に対して最大1万円の割引を実施した。

※国（観光庁）の「鳥取応援プログラム」の支援1億円を活用

- ・送客実績 19,104人
- 鳥取県中部地震復興応援バス（団体バスツアー支援）（平成28年11月8日～平成29年3月31日）

県内を周遊する団体バスツアー（1台あたり20名以上）に対して支援を行った。

- ・支援額：宿泊の場合6万円／台・泊

日帰りの場合3万円／台

- ・送客実績 1,033台、35,830人

○もっとウェルカニキャンペーン（平成28年11～12月）

県内で宿泊された方に鳥取の旬のカニが毎月100名当たる蟹取県ウェルカニキャンペーンの当選数を200名に増した「もっとウェルカニキャンペーン」を実施した。

○「鳥取の肉と米を当てよう！」期間限定スタンプラリー（平成28年12月3日～平成29年2月12日）

県内観光案内所等に設置してあるスタンプを集めて応募すると鳥取和牛やお米（三朝町産）が抽選で当たるスタンプラリーを実施した。

- ・応募者数 1,345通

○市町村等の取組

- ・皆生温泉「元気です！！皆生温泉キャンペーン」（平成28年11月20日～平成29年2月28日）

皆生温泉旅館組合加盟旅館に宿泊された方に抽選で豪華景品をプレゼント（100名）

- ・三朝温泉「三朝温泉元気です！クーポン」（対象期間平成28年11月15日～平成29年1月31日）

三朝温泉の宿泊で使える10,000円割引クーポンを発行（1,620枚）

- ・はわい・東郷温泉「来てごしない！！はわい温泉・東郷温泉応援割カニ食うポン」（対象期間平成28年12月1日～平成29年2月28日）

はわい・東郷温泉の2万円以上の宿泊で使える1万円割引クーポンを発行（1,100枚）



3 鳥取県中部地震1年福興セレモニー・1年フォーラム・福興祭の開催

鳥取県中部地震から1年となる平成29年（2017年）10月21日を住民や関係団体、行政が力を合わせ「福興」に取り組む気持ちを新たにできる機会とするとともに、新たな防災の担い手として期待される女性や若者、地域住民も含めた様々な分野の人々が連携を強め、それぞれの役割を再確認し、住民一人ひとりが地域防災についての理解を深める契機とすることを目的として鳥取県中部地震1年福興セレモニー、鳥取県中部地震1年フォーラムを開催した。

(1) 鳥取県中部地震1年福興セレモニー

場所：倉吉鉄道記念館周辺

【鳥取県中部地震1年福興セレモニー】

- ・ 中部地震復興支援者への感謝状、自主防災組織知事表彰の贈呈式
- ・ 中学生による中部地震の体験発表
- ・ 幼稚園児によるパラバルーン・保育園児による合唱
- ・ 中部地震発生時間（午後2時7分）にあわせてバルーンリリース



【鳥取中部福興祭（関連イベント）】

くまモンや中部のゆるキャラ（R）が登場するステージイベント、鳥取県出身のAKB48 Team8 中野郁海さんのトークライブ、倉吉白壁土蔵群周辺に配置された「ひなビタリ」のキャラクターパネルを巡りながら散策する福興ウォークや市民によるおもてなしイベント「倉吉銀座秋まつり」などを開催。

併せて、来場者による竹とうろう作りや、倉吉白壁土蔵群周辺にとうろうを灯す「福興 光の回廊」を実施。



(2) 鳥取県中部地震1年フォーラム（地域防災力向上シンポジウムin鳥取2017）

地域住民も含めた様々な分野の人々が連携を強め、それぞれの役割を再確認し、住民一人ひとりが地域防災についての理解を深める契機とすることを目的として分科会、講演会を開催。



地震を教訓とした取り組み ～福興を目指して～

【分科会】

- ・地域防災・自主防災分科会～鳥取県らしい「支え愛」～
(会場：倉吉信用金庫うつぶき支店)
＜座長＞ 山下弘彦（日野ボランティア・ネットワーク）
＜パネリスト＞ 金山英文（北栄町社会福祉協議会 事務局長）、小椋満久（倉吉市大原自治公民館 前館長）、米原諒一（三朝町消防団長）、速水敏人（松崎自主防災会 事務局長）
- ・避難所・避難生活支援分科会～住民避難の課題と対策～
(会場：成徳小学校)
＜座長＞ 植木芳美（県健康政策課長）
＜パネリスト＞ 岩本善文（倉吉市水道局長）、竹中啓子（倉吉市保健センター 所長）、金田直二郎（倉吉市円谷町自主防災会 防災リーダー）、杉本萌（鳥取看護大学 学生）、三橋一久（(一社)鳥取県介護福祉士会長）
- ・福興分科会 ～災害を乗り越えた「福興」を目指して～
(会場：倉吉商工会議所)
＜座長＞ 蔵求康宏（(一社)鳥取中部観光推進機構 事務局長）
＜パネリスト＞ 白鳥孝太（震災復興活動支援センター 主任企画員）、八渡和仁（(社福)和理事）、塚根智子（倉吉市社会福祉協議会 常務理事・事務局長）、寺地政明（鳥取中央農協梨連絡協議会 代表者）

【講演会・パネルディスカッション】

会場：成徳小学校体育館（当時の避難所）

- ・基調講演
鳥取県中部地震や平成29年台風18号の経験を活かした自助、共助、公助による地域の防災力の向上について講演。
＜講師＞ 裕見吉晴（鳥取大学理事兼副学長）
- ・パネルディスカッション
自助、共助、公助による地域防災力の向上などについてディスカッションを開催。
＜コーディネーター＞ 裕見 吉晴
＜パネリスト＞ 石田耕太郎（倉吉市長）、米原諒一（三朝町消防団長）、植木芳美（県健康政策課長）、杉本萌（鳥取看護大学学生）、山下弘彦（日野ボランティア・ネットワーク）、蔵求康宏（(一社)鳥取中部観光推進機構 事務局長）

(3) 開催結果

【来場者数 6,400人】

- ・鳥取県中部地震1年福興セレモニー：3,000人
- ・倉吉銀座秋祭り(福興セレモニーと同一会場で同日開催) 他：3,000人（うち福興ウオーク参加者170人）
- ・鳥取県中部地震1年フォーラム：400人（分科会：100人、講演会・パネルディスカッション：300人）



福興祭のために来県した「くまモン」とふれあう参加者



福興祭を盛り上げる園児ら



福興祭で被災地に向けたメッセージを書く参加者

平成29年度震災復興活動特別支援事業補助金を活用したにぎわいづくりの一覧（大規模活動支援型のみ）

名称	開催日	開催場所	概要
少年少女ロボットセミナー in 倉吉 2017	7月29日（土）30日（日）	倉吉市	被災した子どもたちにロボットのメカニズムを通して、ものづくりへの興味・関心を深めるとともに生きる元気と楽しさを育み震災復興へ貢献。
震災地・県中部とくに北栄町の誇るコナンキャラクターの活用による地域の元気づくり活動		その他	コナンを軸にした動画を制作し、観光客を県内に誘導するイベントへの集客を目指した。
鳥取中部地震復興記念イベント第21回日本ウオーキング学会鳥取大会	10月14日（土）	倉吉市	中部地震からの元気を取り戻すため「ウオーキング」をテーマにさまざまな取組みや地域づくり、健康づくりの情報発信を目的として開催。
鳥取県中部地震復興コンサート	4月9日（日）	湯梨浜町	由紀さおりさん、安田祥子さんによる童謡コンサート。良質な歌・音楽に触れることで復興活動の一助とした。
三徳山御幸行列～三朝温泉大回り～	4月29日（土）	三朝町	三徳山御幸行列を三朝温泉で拡大実施し、震災復興とともに三朝町の元気を県内外に発信。
2017 The DANCE TUBE 9th	10月21日（土）	湯梨浜町	ダンスを通じて地域の活性化を図り、復興を応援し、元気と勇気を届けた。
第2回鳥取砂丘スポーツフェス017	10月14日（土）15日（日）	鳥取市	トライアスロンやストライダー大会を中心としたスポーツを通じて鳥取の魅力を県内外に発信し、復興と元気を広く発信。
ジゲフェス！鳥取は元気でやっとなります”けん”！みんなで楽しむ！みんなであつなごろう！鳥取県！！	7月17日（月）23日（日）	倉吉市及び鳥取市	復興を促進するため、地元食材を使った料理などを通じて、地域の魅力を発信。
鳥取中部応援プロジェクト 家族でみよう！「すてきな三人組」	12月8日（金）、9日（土）	倉吉市	街づくりや復興を考える作品「すてきな三にんぐみ」を上演。
絵本ワールドinとっとり2017	11月18日（土）19日（日）	倉吉市	絵本を通じて心の復興と元気の創出を目指し、絵本の読み聞かせや参加型ワークショップなどを実施。
鳥取県中部復興交流圏基大会	9月18日（月）～20日（水）	湯梨浜町	専門棋士による実技指導と、大会参加者による交流戦を実施。専門棋士が県中部の復興状況を視察。
すいかながいも健康マラソン30回大会記念・鳥取県中部地震復興イベント「ランニング教室」	6月17日（土）	北栄町	ランニングとお笑いを融合させて中部地震で被災した子どもたちを元気づけた。講師の震災の経験談で、子どもたちの防災意識を高めた。
第12回北栄砂丘まつり	8月20日（日）	北栄町	中部地震で甚大な被害を受けた会場において地域が一体となって祭を実施し復興の機運を高めた。
支え愛絆でつなぐコミュニティ「体験型避難所体験」	9月2日（土）3日（日）	鳥取市	講演会、炊き出し訓練など自主防災・ボランティア活動等の事業を通して防災意識を高めた。
鳥取県中部地震復興応援イベント 夢フェス	10月21日（土）	倉吉市	ちびっこフェスティバルと職フェスのイベントを融合して実施。消防関係者との連携により防災意識の向上を目指した。
第16回小学生交流クロスカントリーリレー大会	11月19日（日）	三朝町	小学生を対象としたミニ駅伝大会を開催し、被災地三朝から元気を発信。
鳥取県中部地震復興支援イベント「がんばらいや中部」	7月9日（日）	倉吉市	防災・減災意識を高めるためのイベント、防災ワークショップ、防災セミナーなどを実施。
鳥取県中部地震復興支援イベント 鳥取だらずプロレスin由良台場 Vol.2	9月24日（日）	北栄町	鳥取だらずプロレス、地元アーティストによる復興応援ステージ、地震パネル展などで地域を元気づけ、復興をPR。
北栄町商工会わいわいまつり	10月21日（土）	北栄町	ステージイベント、屋台、物作りなどで地域の元気と活力を広くアピール。
第1回ボランティアフェスティバル～倉吉から元気を発信！！～	11月26日（日）	倉吉市	ドキュメンタリー映画の視聴、防災・減災に関する活動発表とワークショップなどでボランティア活動を広く周知。
鳥取県中部地震復興祈念 第7回「倉吉ばえん祭」（ばえんざい）	10月22日（日）	倉吉市	中部地震復興を祈念し、鳥取県中部のにぎわい創出と地域活性化を目的として開催予定だったが、台風の影響で中止。
鳥取中部地震復興祈念イベント 鳥取中部福興祭	10月21日（土）	倉吉市	ステージイベント、セレモニー、倉吉銀座秋まつり等により、中部の元気と笑顔を全国へ発信。
震災復興 中部を元気に！ すわらじ劇園公演	平成30年2月10日（土）	倉吉市	すわらじ劇園による演劇を無料観覧していただき、復興の一助として開催。
打吹童子ばやし第26期演奏会	平成30年3月10日（土）	倉吉市	復興に向けての願いを込めて「KURAYOSHI～未来へ～」等を演奏。地元高校、中学などとコラボし元気を発信。
ととりの復興元気プロジェクト～7人の侍2018 トットりでつなごもの～	平成30年1月13日（土）	倉吉市	復興支援活動を行っている方など7人が活動発表し、県内魅力の再発見と元気を発信。
第34回合同音楽会～子どもたちの笑顔で福興へ～	平成30年2月24日（土）	倉吉市	園児の歌や合奏、地域中学校のプラスバンドを迎え、演奏し元気と笑顔を地域の方に届けた。
触って作って学んでみよう	平成30年3月21日（水）	倉吉市	「復興は子どもの笑顔から」を合言葉に、楽しみながら大人と一緒に物づくりを体験し、元気を発信。

地震を教訓とした取り組み ～福興を目指して～

4 激励品

鳥取県中部地震後、全国各地の多くの方々から様々な応援の色紙やメッセージが寄せられた。

【色紙】

○相撲

白鵬関、石浦関、山口関（宮城野部屋）

○陸上

福島千里選手

○ゴルフ

鈴木愛選手

○ボクシング

西谷和宏選手

○アーチェリー

川中香緒里選手

○漫画家

青山剛昌氏

○女優

浅野温子氏

○声優

津久井教生氏（ニャンちゅうの声優）

ほか



◀青山剛昌氏



石浦関▶

【メッセージ】

○俳優・女優

辰巳琢郎氏、滝本美織氏、蓮佛美佐子氏、松本若菜氏

○小説家

林真理子氏

○音楽関係者

MALTA氏、水森かおり氏、ウルフルケイスケ氏

○アイドル・タレント等

中野郁海氏、イモトアヤコ氏、団長安田氏、上田まりえ氏

ほか



激励品

5 お礼状送付及び感謝状贈呈

(1) お礼状送付について

復旧・復興に向けて人的・物的支援をしてくださった方に対して、地震から半年後の4月に知事のお礼状を送付し、感謝の気持ちを伝えた。

お礼状送付実績

国	15
自治体	131
大学・病院	16
各団体	101
企業	166
個人	120
個人(メッセージ)	23
海外	7
合計	579 件

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

昨年10月21日に発生した鳥取県中部地震からの復旧・復興に向けまして、心温まるご厚情を賜りましたこと、心よりお礼申し上げます。

今回の地震は、鳥取県中部を震源とするマグニチュード6.6の規模で、倉吉市では最大震度6弱の揺れを観測するなど、甚大な被害が生じてもおおしくなかったのですが、広く国内外からたくさんのご支援をいただき、また、鳥取県が誇る人と人との「絆」も発揮された結果、1人の死者もなく、今日まで着実な復旧・復興を進めることができいております。

しかしながら、被災した家屋については、33年ぶりの大雪など天候の悪影響もあって修繕が完了せずブルーシートで覆われた屋根がまだ多く残っています。

また、地震に伴う風評による観光客の落ち込みを払拭し、観光地などにおける一層の賑わいの創出にも引き続き取り組む必要があるなど、復興への道のりはいまだ半ばとなっております。

新しい年度を迎え、県では、今回の地震を教訓にして、より災害に強く元気な地域づくりを進めるため、マイナスからゼロへ戻すだけでなくむしろプラスへと転じるよう、官民が連携して一層強力に取り組んでいきます。

鳥取県が「復興」から「福興」へと進んでいく姿を今後とも温かく見守っていただきますようお願い申し上げます。略儀ながら書中をもってお礼申し上げます。

敬具

平成29年4月

鳥取県知事 **平井 伸治**

【お礼状を送付した方】

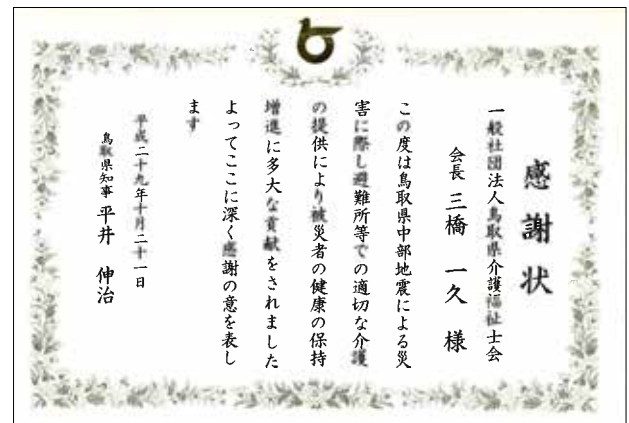
- ・住宅被害判定、炊き出し、健康指導などの人的支援をくださった方
- ・物資支援や申し出をくださった方
- ・応援メッセージなどをくださった方
- ・その他多大な支援をくださった方

(2) 感謝状贈呈について

復旧・復興に向けて人的・物的支援をいただいた方のうち、特に功績の大きい方に感謝状を贈呈した。平成29年10月21日に開催された「鳥取県中部地震1年福興セレモニー」において、96団体のうち各分野から15団体に感謝状を贈呈した。

感謝状送付実績

区 分	贈呈数	区 分	贈呈数
自衛隊	3	給食など食料提供関係	8
医療看護関係	9	通信関係	5
大学関係	2	観光関係	4
建設・土木関係	23	商工関係	12
災害廃棄物関係	3	行政	26
物資輸送関係	1	計	96団体



感謝状の一例

地震を教訓とした取り組み ~福興を目指して~

II 地震を教訓とした取り組み

鳥取県中部地震などの教訓を踏まえて、鳥取ならではの防災文化づくり、災害に強い地域づくりを目指して、各種の取り組みを行っている。

1 防災及び危機管理に関する基本条例の改正

鳥取県中部地震や平成29年（2017年）1月及び2月の豪雪の際に示された鳥取県らしい人と人との絆に基づく住民同士の支え合いの取り組み及び被災者に寄り添った災害ケースマネジメントによる支援など、県として強化すべき施策や新たな取り組みを推進するために、平成29年7月、平成30年4月に鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の改正を行った。



地図に要支援者や避難場所などの印をつけて「支え愛マップ」をつくる住民ら

防災及び危機管理に関する基本条例の改正ポイント

改正時期	項目	趣旨	改正内容
平成29年 7月	(1)「災害時支え愛活動」の推進	鳥取県中部地震の際の地域住民相互の助け合いなどのように、鳥取県らしい地域ぐるみの助け合い、支え合いの活動が災害対応として有効であったことを受け、「災害時支え愛活動」を推進する。	防災及び危機管理を行うに当たっては、地域で自主的に行われる共助の取り組みである「災害時支え愛活動」に積極的に取り組むこととし、基本的な考え方として加える。また、市町村は災害時支え愛活動が円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとし、県も市町村に対して必要な支援を行うものとする。
	(2)「支え愛避難所」への支援	市町村が指定する避難所以外に、住民が町内会が所有・管理している集会所等で自主的に開設・運営する避難所を「支え愛避難所」として、市町村は支援に努める。	災害発生時に住民が自主的に設ける避難のための施設を「支え愛避難所」として位置づけ、住民は自主運営に努めること、市町村長は、支え愛避難所の開設を確認した場合には、その安全性等を確認するとともに必要な支援を行うよう努めるものとする。
	(3) 自家用車等に避難した被災者の健康面への配慮	鳥取県中部地震の際に車中避難者を確認しており、車中避難者の健康リスクを軽減するため、市町村は避難所情報の提供や良好な環境の避難所の提供に努める。	市町村長は、車中避難者等の身体的又は精神的な負担を軽減する取り組みに努めるものとする。
	(4) 避難行動要支援者の避難支援体制づくりを地域ぐるみで促進	避難行動要支援者の支援体制づくりを一層推進するため、支援関係者間の名簿情報の共有や個別支援計画の作成を促進するとともに、地域住民が主体となって進める「支え愛マップづくり」等の取組を推進する。	市町村長は、避難行動要支援者名簿の支援関係者への提供について避難行動要支援者本人の同意を得、又は当該市町村の条例に公益上の必要があると認められた場合の提供手続き等の特別の定めを設けることにより、避難行動要支援者に関する情報を支援関係者と共有するとともに、避難行動要支援者ごとに支援のための計画を作成するよう努めるものとする。 支援関係者は支え愛マップの作成を通じて、避難行動要支援者に関する情報を共有するとともに、支え愛マップを活用した防災訓練の実施に努めるものとする。
	(5) 高齢者、障がい者、外国人等多様な人の特性に配慮した対策の強化	熊本地震や鳥取県中部地震においても、高齢者、障がい者、外国人等の特に配慮を要する者（要配慮者）に対する避難情報の伝達や、避難所の生活環境の整備について課題があったことを踏まえ、要配慮者に配慮することを防災及び危機管理の基本的な考え方に盛り込む。	知事及び市町村長は、高齢者、障がい者、外国人等多様な人の特性に配慮して、避難情報の伝達や、避難所の生活環境の整備等防災及び危機管理に関する取組に努めることとする。
	(6) 地域の防災リーダーの一層の活用	災害時に地域の防災リーダーが十分に活動できるよう、平常時から地域の防災リーダーが地域住民への防災知識の普及、自主防災組織の育成支援などに積極的に取り組むことができる環境を整えるよう配慮する。	市町村長は、自主防災組織において指導的役割を担う者の育成及び確保に加え、その者が地域の防災力を高めるために十分に活動できる環境の整備について特に配慮するものとする。
	(7) 建築物の非構造部材の耐震性の確保	東日本大震災や熊本地震、鳥取県中部地震では、避難所に予定されていた学校の体育館や不特定多数の者が利用するホールなどで、天井材や照明器具などの構造体以外の部材（非構造部材）の落下の被害が多数発生したことから、構造体以外の部材等の耐震性の確保についても必要な措置を講じるよう努める。	知事及び市町村長は、その管理する施設のうち不特定多数の者が利用するものについて、非構造部材のうち法令上義務付けのないものの耐震性の確保及び向上について必要な措置を講じるよう努めるものとする。
平成30年 4月	災害ケースマネジメントの制度化	鳥取県中部地震の際に導入した、被災者一人一人に寄り添い、それぞれの具体的な状況を把握して支援計画を立て、施策をパッケージングにして支援を実施していく生活復興支援の仕組み（災害ケースマネジメント）を今後の災害時にも行えるよう制度化。	県及び市町村は、相互に連携し、必要に応じ、個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の生活の復興支援を行うものとする。

2 地域防災計画の修正

鳥取県中部地震の他、平成28年6月に発生した熊本地震、29年度に地域防災計画の見直しを行った。
平成29年1月及び2月の豪雪に係る教訓等を踏まえて、平成

地域防災計画の主な見直し事項（鳥取中部地震の教訓を踏まえたもの）

項目	概要								
(1) 広域防災拠点の指定	<p>広域防災拠点に必要な機能である「広域応援受入機能」、「救援物資の中継・配分機能」について、熊本地震等の教訓も踏まえた代替性の確保、アクセス性向上等の観点から複数施設の確保、機能の分散、配置のバランスを考慮した体制を整える。</p> <p>(ア) 中核的な広域応援受入拠点 緊急消防援助隊や自衛隊等が選定しているベースキャンプ候補地の中から、施設規模、ハザード情報などを勘案し、下表の施設を中核的な広域応援受入拠点として指定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部圏域</td> <td>コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク</td> </tr> <tr> <td>中部圏域</td> <td>東郷湖はわい臨海公園南谷地区及びその周辺施設（注1）</td> </tr> <tr> <td>西部圏域</td> <td>とっとり花回廊</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 旧健康増進センター、湯梨浜町有の羽合野球場及びトレーニングセンター (注2) 上記の中核的な広域応援受入拠点が被災し使用できない場合に備えた予備の施設を、公立大学法人公立鳥取環境大学（東部圏域）、倉吉市関金総合運動公園（中部圏域）、どらドラパーク米子（西部圏域）とする。</p> <p>(イ) 災害時物流拠点 救援物資の中継・配分機能（物流機能）を確保するため、以下の選定方針に基づき、民間物流事業者のトラックターミナル、営業倉庫及び「災害時における農業協同組合保有施設等の使用に関する協定」に基づき使用可能なJAの選果場等（選果場、集荷場やライスセンターなど）を、災害時物流拠点として指定する。 (災害時物流拠点の選定方針) ・施設の規模や立地等を踏まえて、その時々候補施設の被災状況、災害の状況に応じ使用する施設を選定できるよう複数施設を指定する。（大規模災害に備え、県外の適した施設の把握も進める） (鳥取県地域防災計画 災害予防編（共通）第2部 組織体制計画 第1章 防災体制の整備)</p>	圏域	施設名	東部圏域	コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク	中部圏域	東郷湖はわい臨海公園南谷地区及びその周辺施設（注1）	西部圏域	とっとり花回廊
圏域	施設名								
東部圏域	コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク								
中部圏域	東郷湖はわい臨海公園南谷地区及びその周辺施設（注1）								
西部圏域	とっとり花回廊								
(2) 「要配慮者等の安全確保計画」の章を新設	<p>高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者（要配慮者）に対する安全確保の取組や避難行動要支援者の避難支援対策を、福祉・防災の両面から一層推進していくため、現行計画（避難体制の整備）では不足する予防対策の内容を補充・再整理し、新たな章（要配慮者等の安全確保計画）として取りまとめる（要配慮者の多様な特性に配慮した情報伝達や避難所の生活環境の整備、福祉避難所の確保や早期開設に向けた取組など）。 (鳥取県地域防災計画 災害予防編（共通）第5部 避難対策計画 第2章 要配慮者等の安全確保計画)</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>3 要配慮者へ配慮した取り組みの推進</p> <p>(1) 県、市町村は、気象情報や避難に関する情報等が、要配慮者の多様な特性に配慮し、確実に伝達されるよう体制の整備を行う。（後略）</p> <p>(2) 市町村は、鳥取県公衆衛生活動チーム、鳥取県災害時福祉支援チーム及びこころのケアチーム等の受入体制を整備するなど、福祉・医療等の関係者と連携、協力して、要配慮者の多様な特性に配慮し、避難所等の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。（後略）</p> <p>4 福祉避難所等の確保</p> <p>(1) 市町村は、一般の避難所では生活困難な障がい者等の要配慮者のため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するとともに、平時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努めるものとする。（後略）</p> <p>(2) 県は、市町村が行う福祉避難所の整備や運営に必要な支援体制の整備やマニュアルの提示等により、災害時の早期開設及び良好な運営に向けた取り組みに協力するものとする。（後略）</p> </td> </tr> </table>	<p>3 要配慮者へ配慮した取り組みの推進</p> <p>(1) 県、市町村は、気象情報や避難に関する情報等が、要配慮者の多様な特性に配慮し、確実に伝達されるよう体制の整備を行う。（後略）</p> <p>(2) 市町村は、鳥取県公衆衛生活動チーム、鳥取県災害時福祉支援チーム及びこころのケアチーム等の受入体制を整備するなど、福祉・医療等の関係者と連携、協力して、要配慮者の多様な特性に配慮し、避難所等の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。（後略）</p> <p>4 福祉避難所等の確保</p> <p>(1) 市町村は、一般の避難所では生活困難な障がい者等の要配慮者のため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するとともに、平時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努めるものとする。（後略）</p> <p>(2) 県は、市町村が行う福祉避難所の整備や運営に必要な支援体制の整備やマニュアルの提示等により、災害時の早期開設及び良好な運営に向けた取り組みに協力するものとする。（後略）</p>							
<p>3 要配慮者へ配慮した取り組みの推進</p> <p>(1) 県、市町村は、気象情報や避難に関する情報等が、要配慮者の多様な特性に配慮し、確実に伝達されるよう体制の整備を行う。（後略）</p> <p>(2) 市町村は、鳥取県公衆衛生活動チーム、鳥取県災害時福祉支援チーム及びこころのケアチーム等の受入体制を整備するなど、福祉・医療等の関係者と連携、協力して、要配慮者の多様な特性に配慮し、避難所等の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。（後略）</p> <p>4 福祉避難所等の確保</p> <p>(1) 市町村は、一般の避難所では生活困難な障がい者等の要配慮者のため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するとともに、平時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努めるものとする。（後略）</p> <p>(2) 県は、市町村が行う福祉避難所の整備や運営に必要な支援体制の整備やマニュアルの提示等により、災害時の早期開設及び良好な運営に向けた取り組みに協力するものとする。（後略）</p>									
(3) 公共施設の非構造部材の耐震化	<p>建築基準法に基づき、大規模空間を持つ建築物の管理者等は、建築基準法等に基づき、適切な天井等の非構造部材の崩落対策を実施することを明記する。</p> <p>また、防災基本計画や改正鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例等を踏まえ、県及び市町村は、公共施設のうち、特に災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めることを明記する。 (鳥取県地域防災計画 震災対策編 第1部 災害予防計画 第4章 耐震化の推進)</p>								

3 新たな災害時協力の締結

災害時に避難所で使用する段ボールベッドなどの段ボール製品の調達を迅速に行うため、西日本段ボール工業組合と新たな災害時応援協定を締結した。

また、大規模災害時の救援物資の中継・配分のための拠点（物流拠点）について、代替性の確保、アクセス性向上等の観点から複数確保、機能分散、配置のバランスに考慮した体制を整備するため、民間物流事業者のトラックターミナルを

確保することや物流専門家の自動派遣を平成9年に締結したトラック協会との協定の内容に追加するとともに、営業倉庫

協定締結一覧

協定締結日	協定締結先	協定内容等
平成30年1月16日	西日本段ボール工業組合	段ボール関連製品の調達
平成30年3月30日	一般社団法人鳥取県トラック協会 鳥取県倉庫協会	物資の輸送、保管、物流専門家の派遣等

地震を教訓とした取り組み ～福興を目指して～

の確保等についても協力を得るため倉庫協会も含めた協定に改訂した。

4 備蓄物資の増強

鳥取県中部地震においては、瓦屋根の応急補修用としてブルーシートが大量に必要となったことを受け、県と市町村の備蓄に関する連携体制を見直し、従前のグランドシートとしての用途に加えて、防水性を有する規格・仕様を標準としたほか、大きさについては用途や状況により必要サイズが変わることが想定されるため、3.6×5.4mを参考標準とした。備蓄数量も市町村が備蓄している11,000枚から21,000枚に増強を図ることとし、県と市町村で5,000枚ずつを新たに備蓄す

ることとした。

5 鳥取県震災対策アクションプランの見直し

従来のアクションプラン（第1章P3参照）は、平成16年度に完了した被害想定調査の結果に基づき作成されていたが、平成30年12月に見直しが完了した新たな被害想定調査では、前回予測よりも全体的に震度が大きくなっていることや、液状化による被害住宅が多くなることが見込まれるため、最新の被害想定調査結果に基づいて見直しを行うとともに、鳥取県中部地震、熊本地震、大阪府北部地震などの教訓を踏まえた見直しも行った。

鳥取県震災対策アクションプランの見直し概要

(1) 想定地震				
No	想定地震名	解説		
1	鹿野・吉岡断層	1943年鳥取地震の再来。マグニチュード7.4		
2	倉吉南方の推定断層	倉吉市南方の推定断層。マグニチュード7.3		
3	鳥取県西部地震断層	2000年鳥取県西部地震の再来。マグニチュード7.3		
以上の他にF55断層（マグニチュード8.1）による被害も想定				
(2) 被害の概要				
区分		鹿野・吉岡断層	倉吉南方の推定断層	鳥取県西部地震断層
建物被害	全壊棟数	約9,710棟	約5,350棟	約5,370棟
	半壊棟数	約20,170棟	約11,030棟	約18,210棟
火災被害	焼失棟数	約7,200棟	約1,200棟	約4,400棟
人的被害	死者	約630人	約260人	約200人
被害額（建物、家財等の直接被害額）		約9,926億円	約3,965億円	約6,844億円
※火災等の被害が一番大きいと想定される冬の18時に地震が発生した場合				
(3) 計画期間	平成31年度～40年度（10年間）			
(4) 減災目標	計画期間内に県内で想定される大規模地震災害による死者数80%以上減、直接被害額40%以上減			
(5) 重点施策（主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> 【予防対策】住宅の耐震化、感震ブレーカーの設置（延焼想定区域）、自主防災組織の強化 【応急対策】医療体制の確保、食料・生活必需品、応急復旧資材の確保、避難所環境の整備 【復旧対策】BCP（事業継続計画）の策定促進、地震保険の加入促進 			
(6) 新たに追加した施策	<ul style="list-style-type: none"> 【鳥取県中部地震の教訓に基づくもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支え愛避難所への適切な支援（自主運営する避難所への市町村の支援） ・ 災害ケースマネジメントによる被災者支援 など 【熊本地震の教訓に基づくもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車中避難者への適切な対応 【津波防災地域づくり法制定に基づくもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期避難を進めるための津波災害警戒区域の設定 【その他】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震防災上支障のある空き家対策 ・ ため池等土地改良施設の耐震化 			
(7) 取組を拡充する施策	<ul style="list-style-type: none"> 【大阪北部地震の教訓に基づくもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・ ブロック塀の倒壊防止（危険なブロック塀の撤去・改修の推進） 【熊本地震・鳥取県中部地震等の教訓に基づくもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非構造部材も含めた避難所の耐震化 ・ 支え愛マップづくりの推進 ・ 広域防災拠点の整備 ・ 避難所環境の整備 ・ 停電対策用資機材の整備 など 【その他】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団の充実強化（指標に女性消防団員数を追加） など 			